

2025-2026日中韓文化交流年記念事業

日中韓における 文化遺産政策のいま

—近年の法改正をめぐる背景と展望—

報告書



JCIC-Heritage



文化庁



2025-2026
日中韓文化交流年

文化遺産国際協力コンソーシアム第36回研究会

日中韓における 文化遺産政策のいま

—近年の法改正をめぐる背景と展望—

報 告 書

文化遺産国際協力コンソーシアム

例 言

本報告書は、文化遺産国際協力コンソーシアムが2025年9月14日に開催した第36回研究会「日中韓における文化遺産政策のいまー近年の法改正をめぐる背景と展望ー」の内容を収録したものである。原稿は録音音声をもとに書き起こされたものを、報告書の体裁を整えるために編集者が加筆・修正を加えた。各報告で使用した写真のうち、出典の記載のないものはすべて発表者の提供による。

目次

開会挨拶・趣旨説明	6
小嶋 芳孝 (文化遺産国際協力コンソーシアム東アジア・中央アジア分科会長 / 金沢学院大学 名誉教授)	
講演1 日本の文化財保護政策と文化遺産国際協力	8
塩川 達大 (文化庁文化資源活用課 課長)	
講演2 中国における文物保護法の改正及び文化遺産国際協力の現状	18
杜 曉帆 (復旦大学文物与博物館学系 教授)	
講演3 国家遺産基本法と国家遺産体制への転換*	28
ベク・ヒョンミン (国家遺産庁革新行政担当官室 行政事務官) *韓国語による講演	
講演4 国家遺産庁の国際交流協力の現況と課題	36
パク・ヒョンビン (国家遺産庁遺産政策局国外遺産協力課 課長)	
ディスカッション	42
モデレーター:海野 聡 (東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 准教授)	
コメンテーター:八並 廉 (九州大学法学研究院国際関係法学部門 准教授)	
パネリスト:	
塩川 達大、杜 曉帆、ベク・ヒョンミン、パク・ヒョンビン、	
友田 正彦 (文化遺産国際協力コンソーシアム事務局長 / 東京文化財研究所 副所長)	
閉会挨拶	56
青木 繁夫 (文化遺産国際協力コンソーシアム 副会長)	

開会挨拶・趣旨説明

皆様、こんにちは。ご紹介いただきました、小嶋でございます。本日は、文化遺産国際協力コンソーシアム第36回研究会にご参加いただき、誠にありがとうございます。本研究会は、文化遺産国際協力コンソーシアムと文化庁の共催、外務省の後援により開催いたします。開会にあたり、主催者を代表してのご挨拶と趣旨説明をさせていただきます。

文化遺産国際協力コンソーシアムは、オールジャパン体制での文化遺産国際協力を推進することを目的とした産官学民の連携によるプラットフォームとして設立され、さまざまな機関、団体、専門家が文化遺産保護に関する最新情報を共有するための活動を行っています。その一環として、年2回程度、研究会を開催し、文化遺産をめぐる国際動向や協力のあり方について、専門家の間での情報交換や議論の場を提供しています。また、各国の取り組みや支援ニーズを把握するための調査も行っており、昨年度は、韓国における文化遺産保護制度改革や文化遺産国際協力体制の最新動向について調査を実施しました。詳しくは、コンソーシアムのホームページにて報告書を公開していますので、ぜひご覧ください。

本日の研究会は、昨年国際協力調査の成果も踏まえ、「文化遺産政策」に焦点を当てることとしました。近年、少子高齢化や都市一極集中、地球温暖化の進行など、急速な社会的・環

境的变化を背景に、世界各国で文化遺産保護の在り方を見直す動きが進んでいます。例えば、保護対象となる遺産の多様化、地域社会や経済発展との調和、観光開発や自然災害への対応といった課題に対して、従来の枠組みを超えた柔軟かつ実効性のあるアプローチが模索されています。本研究会では、この10年間で政策転換が進んだ東アジアの三か国、日本・中国・韓国の事例を取り上げ、それぞれが抱える社会的背景や政策的課題、そして制度的な対応について議論します。とくに、共通する課題への取り組みを通じて相互理解を深めるとともに、各国が推進する文化遺産国際協力の最新状況についても情報共有が図られることを期待しています。

本研究会は、「2025-2026日中韓文化交流年記念事業」の関連イベントに認定されています。2024年5月27日に韓国・ソウルで開催された第9回日中韓サミットにおいて、三か国の首脳は、文化が三か国の国民をつなぐ架け橋の役割を果たすことを認識し、2025年および2026年を「日中韓文化交流年」とすることを決定しました。その枠組みにおいて、本日のように日中韓の専門家が一堂に会し、文化遺産保護や国際協力における共通の課題について意見を交わすことは、「日中韓文化交流年」の理念に即した、非常に意義深い機会と考えております。

続いて、本日のプログラムをご紹介します。

初めに、文化庁文化資源活用課長の塩川達大さんより、「日本の文化財保護政策と文化遺産国際協力」についてご講演いただきます。塩川さんには、政策立案者の立場から、日本の文化財保護や国際協力をめぐる課題、対応策、そして今後の展望についてお話しいただきます。

次に、中国・復旦大学教授の杜曉帆さんより、「中国における文物保護法の改正及び文化遺産国際協力の現状」についてご講演いただきます。杜さんは、ユネスコ東アジア地域事務所での勤務経験もお持ちで、東アジアにおける世界遺産や文化遺産の保護・協力を精通されてい

小嶋 芳孝 (こじま よしたか)

文化遺産国際協力コンソーシアム東アジア・中央アジア分科会長
金沢学院大学 名誉教授



ます。現在は、国家文物局にも助言をされる専門家としての立場から、中国の政策の現状と展望についてご紹介いただきます。

休憩を挟み、韓国の事例に移ります。まず、国家遺産庁革新行政担当官室行政事務官のベク・ヒョンミンさんより、「国家遺産基本法と国家遺産体制への転換」についてご講演いただきます。ベクさんは、文化遺産政策の制度改革の実務を担当されており、昨年施行された新たな法律や制度の枠組みについて、現場の視点からご説明いただきます。

続いて、同じく国家遺産庁遺産政策局国外遺産協力課長のパク・ヒョンビンさんより、「国家遺産庁の国際交流協力の現況と課題」についてご講演いただきます。パクさんには、国際協力事業を監督する立場から、韓国における文化遺産国際協力の歴史や現状、そして将来的な展望についてお話しいただきます。

その後、再度休憩を挟み、ディスカッションに移ります。モデレーターとして、東京大学大学院工学系研究科建築学専攻准教授の海野聡さん、またコメンテーターとして、九州大学法学研究院国際関係法学部門准教授の八並廉さんにご登壇いただきます。さらに、講演者の皆様に加え、文化遺産国際協力コンソーシアム事務局長および東京文化財研究所副所長の友田正彦さんにもパネリストとしてご参加いただきます。日中韓三か国における文化遺産政策および国際協力について、共通する課題やそれぞれの対応、今後の展望について、議論を深めてまいります。

本日の研究会が、各国の文化遺産政策の現状と課題を共有し、それぞれの取り組みを学び合うことで、文化遺産保護と国際協力のさらなる強化を図るための貴重な機会となることを期待しております。どうぞ最後までご参加いただき、実りある議論の場を共に築いていただければ幸いです。

それでは、本日はどうぞよろしくお願いたします。

日本の文化財保護政策と文化遺産国際協力

塩川 達大 (しおかわ たつひろ)

文化庁文化資源活用課 課長



京都大学経済学部卒業、School of Public Policy, University College London 修了。1996年文部省（当時）入省、岐阜県特別支援教育課長、同学校支援課長、文化庁文化財部伝統文化課文化財国際協力室長、内閣官房副長官補室付企画官（地方創生（政府機関移転）担当）（併）文化庁長官官房、スポーツ庁学校体育室長、初等中等教育局参事官（高等学校担当）、高等教育局専門教育課長等の勤務を経て、2024年8月より文化庁文化資源活用課長。

ご紹介いただきました、日本の文化庁の塩川でございます。私の方からは、このような演題で、ご説明させていただきます（図1・2）。皆様も既にご承知かもしれませんが、文化財保護法の体系や経緯について少し詳しく説明したいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

文化財保護政策について、まず説明させていただきます（図3）。文化財保護法ですが、皆様ご承知の通り、戦前にも法律は存在していました。一番古いのは、1871年の当時の太政官の布告なので、今風に言うと、行政命令になります。1897年には、古社寺保存法があり、その後、国宝保存法などもできましたが、現行の文化財に関する全般的な体系整備をしたのは、1950年の文化財保護法になります。新たに日本国憲法の体制となり、様々な法律の議論がありましたが、1949年の法隆寺金堂壁画の焼損がきっかけとなりました。定義で示す通り、有形、無形、民俗文化財、それから記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6類型を文化財と整理しています（図4）。その上で、重要なものを重要文化財に、建造物等については、その上に国宝を指定するという2段階指定になっているのが、日本の文化財保護法の特徴です。



図1

日本の文化財保護政策と文化遺産国際協力

目次

1 日本国内の文化財保護政策	p3-p20
(1) 文化財保護法	
(2) 予算措置・施策	
2 日本の文化遺産国際協力	p21-p26
(1) 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律	
(2) 文化遺産国際協力コンソーシアム	
(3) 海外の文化遺産保護に向けた国際支援	
(4) アジア太平洋無形文化遺産研究センター（IRCI）	
(5) 文化財保存修復国際センター（ICCROM）との連携	
3 今後について	p27-p31
(1) 文化財保護法制定時の社会的な違いを踏まえる	
(2) 無形文化遺産＝無形文化財	
4 まとめ	p32-p34

図2

任務と心構えについては、政府と地方公共団体は当然責務を有するという整理にしている一方で、一般国民についても協力する責務、それから、文化財の所有者などにおいては、公共のために保存、それから公開するといった活用に務めなければならないという責務を課しています。政府、地方公共団体、それから、国民全般、所有者などの関係者すべてがそれぞれの役割分担を果たしながら、文化財を保存、それから活用していこうというのがこの法律の目的と言っても良いと思っています。

文化財保護法のスキームですが、今ほど述べたようにそれぞれの役割を設けています(図5)。国については、文化財の指定・選定・登録、それから修理等への補助の財政支援も行いますし、地方公共団体については、各自治体で条例を設けるとともに、各地域の指定文化財の指定を行います。ポイントとしては、各役割を定めていること、それから公開して活用していくということを、1950年の時から制度化している点が、この法律の大きな特徴です。

今ほど6類型と言いましたが、それをチャートで示したものがこちらです(図6)。有形、無形、民俗、記念物、文化的景観、伝統的建造物群を緑で6類型記載していますが、文化財保護

法の一つの大きな特徴は、二つ目の無形文化財について、戦前には法的に位置づけられていなかったものを1950年のタイミングで位置づけたことです。それから累次改正していくことで、文化財保護法はアップデートを回ってきました。1950年に無形文化財は最初から位置づけられましたが、その後1954年の改正で重要無形文化財、俗に言う人間国宝の制度を設けていますし、伝統的建造物群については1975年の改正で、文化的景観については2004年の改正で位置づけられています。こういった形で、文化財として保存・活用し、その上で次世代継承する範囲を広げてきたのが、文化財保護法の体系です。

こちらは、有形・無形文化財関係とユネスコの無形文化遺産の保護に関する条約(以下、無形文化遺産保護条約)の関係でまとめたものです(図7)。とりわけこの条約については、各国の国内法体系に影響を与えているかと思っておりますが、採択された3年後の2006年に発効されました。それから、文化芸術振興基本法(現、文化芸術基本法)という法律があり、こちらの中では、文化財といった概念を超えて、生活文化を中心とした幅広い文化の普及に関する基本法として設けられたものです。どちら

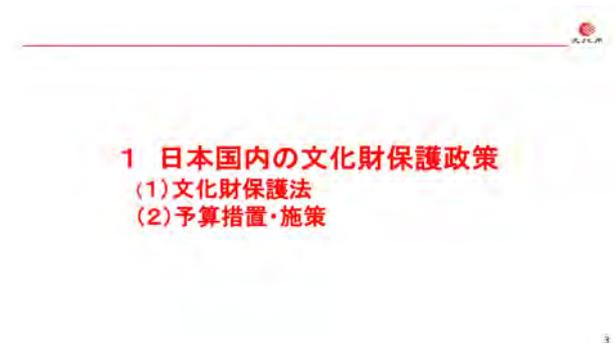


図3

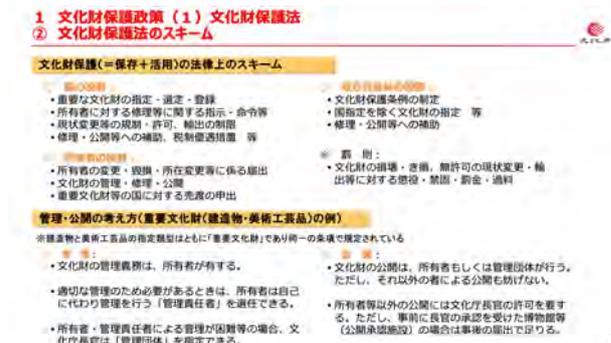


図5

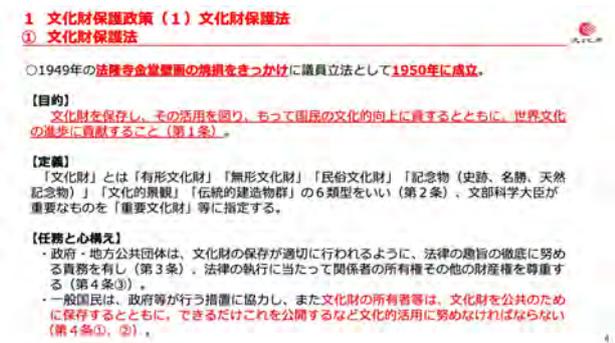


図4

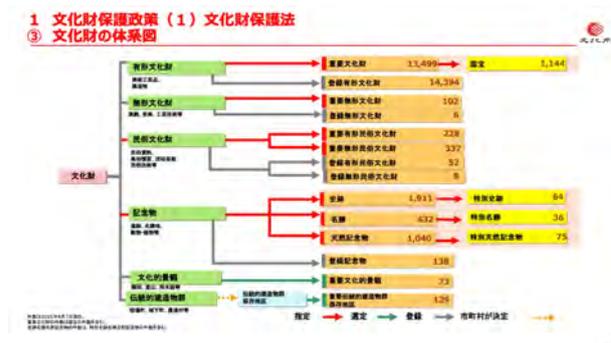


図6

かという、文化財保護法の上位概念的な法律になっていますが、文化財保護法上の文化財の射程の少し外あるいは、はみ出ているものについても、この基本法が対象にしているところとご理解いただければと思っております。これらが国内の法体系であります。

直近の二回の改正についての説明を少し深めにさせていただきます。一回目が、2018年の改正でして、こちらは趣旨の部分にも記載の通り、地域における文化財の計画的な保存・活用や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るということが目的であります(図8)。主なポイントは、概要の(1)の②に記載の通り、とりわけ市町村において、文化財の保存・活用に関する総合的な計画、文化庁内では地域計画などと略していますが、これを作成できるということです。さらにその作成にあたり、住民の意見の反映に努めるということで、協議会を設けられるという建付けになっています。計画認定による効果は、重要文化財等よりも緩やかな支援と緩やかな形で次世代に継承していくという登録文化財について、どれが対象かといったことを自発的に提案できるということが挙げられます。それから、現状変更の認可等の権限について、この計画を

定めた市町村でもできるということで、規制緩和をしているのが、大きな特徴であります。

この法改正の大きな背景としては、文部科学大臣から文化審議会に諮問して、それを踏まえてまとめていただいたわけですが、2017年、そして2018年は、人口減少問題に初めて日本が取り組んだ頃になります(図9)。こうした問題に初めて政府全体として取り組まないといけないという中、地域コミュニティというものが脆弱化しており、消滅可能性自治体などが出てきた最初の頃です。地域コミュニティを視野に入れた時に、文化財の保存・活用が元々の文化財保護法が想定していたような、所有者が活用等の一義的な責務を負うということではなかなか厳しいのではないかとこの考え方から来ています。同時に、文化財の異なる類型に加えて、国指定、登録文化財あるいは市・県指定文化財、未指定の文化財もある中で、それらを各地域で、いわば「群れ」として捉えていただいて、その上で地域の人々にとってのアイデンティティというのは何なのかを考えていただく。その上で保存・活用するというので、その基本方針として、各地域における計画を作っていくのが良いのではないかとこの考え方に基づいて

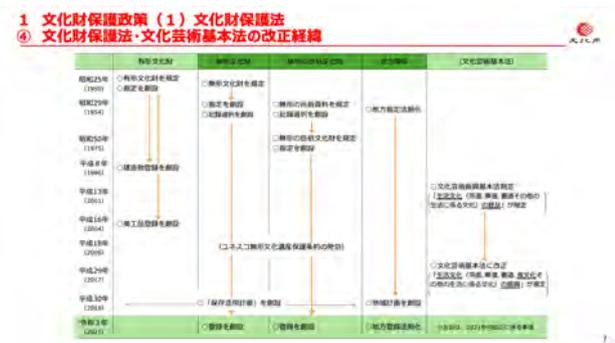


図7

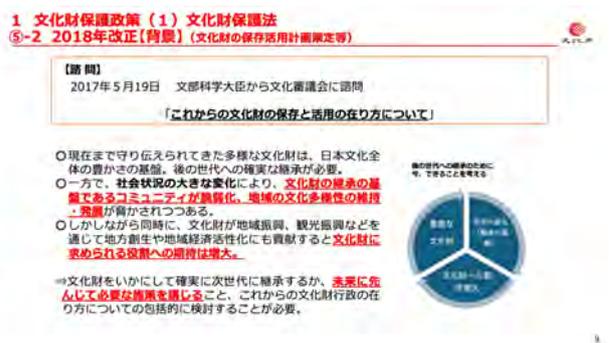


図9

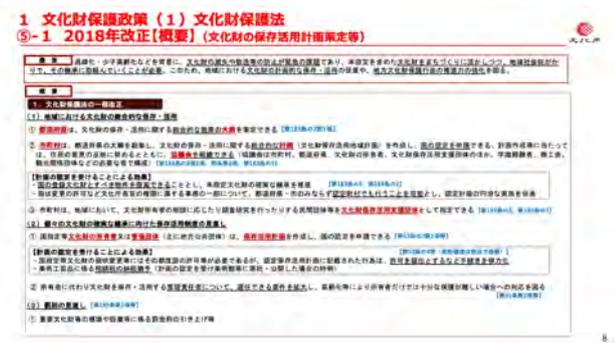


図8



図10

おり、このスライドのような体制で、計画を作成するという位置づけのところ（図10・11）。ただし、全国の中で計画を作成した自治体の数は、まだ5割にも満たないのが実情ですが、こういった形で人口減少時代の各地域における文化財のあり方を、地域の人が主体的に考え、取り組んでいただくということこそ、この2018年の法改正の大きな意義目的だったと考えています。

次に、2021年の法改正について、ご説明いたします。こちらの法改正は、無形文化財と無形民俗文化財について、登録制度を新たに設けたものです。概要の1の(1)に記載の通り、重要無形文化財に指定されていないが、保存・活用の措置が特に必要なものに対して、登録制度を設けてあります（図12）。また(2)の通り、無形の民俗文化財についても同様に登録制度を設けました。

先ほども少し触れた文化芸術基本法第12条では、道の文化、茶道、華道、書道や食文化などの生活文化を規定しています（図13）。このような人々の暮らしの中で生まれた道の文化については無形文化財として位置づけができるのではないかと。また、民俗芸能や風俗慣習のような地域の生活の営みと密接なものについ

ては無形の民俗文化財として整理ができるのではないかと。さらには、人口減少等によって継承が難しい中、こういった登録をすることにより、次世代継承の方を促していく必要があるのではないかと、ということが制度化の背景にあります。

この登録制度ですが、1996年にいわゆる建造物の分野から、順次拡大しているという風にご理解いただければと思います（図14）。1996年と言いますと、阪神淡路大震災が起きた翌年でもあります。後知恵的には、指定以外のものについてもこういった制度の中で対象とすることで、しっかり保存・継承できるものがあったのではないかとという考え方の中で、まず建造物から制度の創設を行いました。それから2004年には、美術工芸品や記念物に対象を広げ、2021年の改正では、さらに無形の分野にも拡大したということです。国際的な視点についても、当然念頭においています。ユネスコの無形文化遺産保護条約、いわゆる2003年条約の方で諸外国の状況を見ましても、非常に多様なものを代表一覧表に登録記載しているというような状況もあります。そういったものについて、国内法たる文化財保護法でもどのように整理するべきかというような考え方もあ

1 文化財保護政策 (1) 文化財保護法
⑤-4 2018年改正 (内容②) (文化財の保存活用計画策定等)

- 所有者に代わり文化財の保存活用を行う主体の位置づけ
- 協議会の位置づけ
- 文化財保存活用支援団体の位置づけ

図 11

1 文化財保護政策 (1) 文化財保護法
⑥-2 2021年改正 (概要) (無形文化財及び無形民俗文化財の登録制度の新設等)

- 文化芸術基本法第12条において、生活文化を「茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化」と規定。
- 無形文化財 (演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国の歴史上又は芸術上価値の高いもの)
- 民俗文化財 (衣文化、生業、祭祀、年中行事等に関する民俗的慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣類、器具、家業その他の物件で我が国民の生活の習俗の理解のため欠くことのできないもの)

図 13

1 文化財保護政策 (1) 文化財保護法
⑥-1 2021年改正 (概要) (無形文化財及び無形民俗文化財の登録制度の新設等)

- 無形文化財の登録
- 民俗文化財の登録
- 無形民俗文化財の登録

図 12

1 文化財保護政策 (1) 文化財保護法
⑥-3 2021年改正 (経緯) (無形文化財及び無形民俗文化財の登録制度の新設等)

- 文化財の登録制度の導入
- 無形の文化財の保護の推進の経緯の振り返り
- 研究の蓄積

図 14

り、こうした制度を設けたというのが、この2021年の改正に関する内容であります。

文化財保護法は、この後韓国の皆様方からご説明いただくような抜本改正という形ではなく、こういった形で一部改正を逐次行ってきたというのが、特徴の一つであります。以上のような社会に即した形で、法律としてもアップデートしているところであります。以上が、文化財保護法の概括的な説明です。

次に、予算関係と政策について少し触れさせていただきます。こちらは、文化財の匠プロジェクトというもので、2022年から2026年の五か年計画で進めております(図15)。端的に言いますと、文化財の修理、保存、活用というものを、しっかり支援していこうということ。そのためには、修理を適正なタイミングで行っていくのみならず、原材料や用具の生産・製造に従事する人たちもしっかりと確保していかなければならず、原材料や用具の生産の担保、そのような活動に関わる保持団体の拡大、さらに文化財への予算を確保して修理を行っていくことを目標に、2022年から計画を進めているところです。

これは少し文脈が異なりますが、2020年に「文化財防災センター」が国立文化財機構の一組織として設立したというものです(図16)。先ほど、阪神・淡路大震災の話もありましたが、その後も大きな地震が度々発生しており、2024年の1月1日には能登半島地震が起きています。そこで、文化財が被災しないようにする予防的な減災のみならず、初期の救出をしっかりと行うということで、こういった組織を立ち上げています。同センターの取り組みとして五つの柱を記載していますが、今ほど私が申し上げた緊急避難的な初動対応の話は、三番になり

ます(図17)。直近の能登半島地震についても、色々な文化財の修理を進めているところですが、それについても所有者の皆様方のお考えに基づきながら進めていく必要があります。同地震の時も、人命救助は当然最初にあったわけがあります。72時間の間にどうするのかという話があり、その後、とりわけ能登のように半島型で、なかなかアクセスが難しいところについては、生活の復興をどうするのかという話が最優先になります。そうした状況下では、文化財については大事さは分かっている、ともするとどうしてもその後でという風になる傾向があります。そうした中で、緊急のタイミングで、まず文化財の一時的な避難を行い、あるいは建造物で言えば、状況の確認等を初動として行うということです。これらについて、文化財機構が結節点となり、関係団体と連携して、地元の方を支援することを制度化したものが、こちらの事業です。

少し文脈が異なりますが、こちらは観光振興の観点になります(図18)。観光の観点で言いますと、インバウンドについて日本全体の政策としても大きく取り上げられている中で、東京や京都といったいわゆる「ゴールデンルート」以外の地域においても、各地域での本物の文化



図15



図16



図17

的な経験、本物の文化に触れるということ、インバウンドの流れを各地域に流すというのが非常に重要なのではないかとされています。このような観点から、本物の日本文化を体験できるコンテンツの整備を進めていこうということで、観光庁等と連携しながら取り組みを進めているところです。

左の方にありますように、地方誘客の核となる拠点の整備ということで、例えばARやVRなどの技術を使いながら再現するとか、多言語解説をするといったような取り組みがあります。また、下段のコンテンツということで、ソフト面については、愛媛県の大洲城の方で、ご存知の方もいらっしゃると思いますが、2人1組で1泊132万円の料金で、城主のようにお食事もできるといったプランを作っているという事例も出てきています。それから、右の方にある文化財の公開促進については、例えば皇居三の丸尚蔵館にある収蔵品の展示の促進であるとか、東京あるいは近畿圏に国宝や重要文化財が多い中、各地域の方々がそういった貴重な文化財にどのようにアクセスできるかについて支援する取り組みなどを文化庁として進めています。

参考に見ていただければと思いますが、こち



図18



図19

らは2025年5月に財務省がホームページにアップした財政制度等審議会の資料です(図19・20)。結論としては、文化財について、国指定の文化財が増える中で、いわば稼ぐポテンシャルをもっと上げるべきではないのかというのが、財務省の指摘です。この点は、様々な議論があるところです。全国に存在する色々な文化財について、稼ぐポテンシャルと言ってもどれだけあるのかという話もありますし、そもそも文化的価値というものは、言うまでもなく、経済的価値に直結するだけのものに限定していません。ただし、やはり一定程度そういったポテンシャルを磨き上げていくことは、意味のあることだと思っておりますし、何より、現在の文化財政策の重要性は、民間だけではうまく回らない、いわば市場の失敗というものを避けるべく税金を原資として行うというところにあります。そのような中で、文化財政策が税金を納めている各国民にとって納得を得られるかというアプローチというのは常に重要です。これは我々文化庁としても反省すべき点だと思っておりますが、文化だから一義的に税金を投入する価値があるというだけでは、説明責任を果たすということにはならないのだろうと思っております。そうした認識のもとで、我々としてもこういったものを踏まながら、もちろん所有者さん、それから地域の皆様のお声を大事にしながらではありますが、できる取り組みの方はやっていかないとはいけないと考えています。また先ほど触れました地域計画というものも、そういった観点から非常に重要だと思っております。そのような議論に地域の住民の皆さんが関わる中で、本当に地域、市町村、県などのお金を費やすための文化財というのは何がふさわしいのかということを考えてもらうという



図20

のが大事だろうと思っていますので、こういう場で触れさせていただきました。以上が、文化財の国内体系の話です。

続いて、少し国際協力の話をしていただきたいと思います(図21)。ここにいらっしゃる方々は国際協力のパイオニア、あるいはフロンティアの方々が少ないですので、釈迦に説法かとは思いますが、2006年の6月に「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」ができました(図22)。この法律ができる前から、各アカデミア、あるいは東京文化財研究所、奈良文化財研究所などの機関でも様々な形で国際協力が進められてきたわけですが、言ってみれば、文化遺産保護の国際協力に関する我が国における基本法が2006年にできたと思っています。これもまたご存知の方が多くいますが、この法律の成立に際しては、画家の平山郁夫先生が非常にご尽力をされました。所管省庁は、文化庁と外務省です。概要の欄に色々記載がありますが、一番のポイントは、文化庁と外務省が基本方針を一緒に定めるということと、その上で関係機関が連携して国際協力を進めていくということ、法律上で位置づけていることです。

その一つの成果であり、今も継続している取り組みが、先ほど冒頭のご挨拶で小嶋先生からお言葉がございましたが、文化遺産国際協力コンソーシアムであると思っています。運営体制の部分について、同じく小嶋先生のお言葉にもありましたが、オールジャパンで産官学のみならず関係者が幅広く参加していくというものであり、公的機関では、独立行政法人として国立文化財機構のみならず、国際協力機構(JICA)なども参加しています(図23)。この場を借りて、日々の皆様方のご尽力にもお礼申

し上げたいと思います。引き続き、このコンソーシアムを結節点として、各国のニーズに寄り添った文化遺産国際協力を進めていくことが、日本のあるべき姿であるというのは、2006年のこの法律制定時の議論と変わらず、大事なところだと思っています。

そうした中で、文化庁としても、コンソーシアムへの予算・事業支援の他にも、こういった個別の事業支援を行っています(図24)。上の方にあるのは、緊急的な支援ということで、ウクライナでの戦争の中で、ウクライナ国内では、保存が厳しくなっている文化財をどう一時避難して、安全を確保するかといったことについて、奈良文化財研究所に委託して事業を進めています。それから、下の国際協力拠点交流事業については色々ありますが、こちらで紹介しているのは、まさに先ほど申し上げたような被災した文化遺産をどういう風にレスキューするのかといった取り組みについて、我が国が得た知見を生かして、トルコにおけるキャパシティビルディング等に繋げていくといった事業を進めています。

それから少し文脈が異なりますが、こちらはユネスコの無形文化遺産保護条約に関わるカテゴリ-2センターを日本でも作ったという

2 日本の文化遺産国際協力

2 日本の文化遺産国際協力 (1) 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律

公布・施行：2006年6月
所管省庁：文化庁、外務省

目的・趣旨
日本は文化財保存の分野で世界最高水準の技術・経験・知識を有しており、これまでは大学や研究機関が個別に取り組んできた。本法律の制定により、関係機関が連携し、国の意思として効果的かつ効果的に海外の文化遺産を保護する活動ができる。日本の国際的な文化貢献が一層促進する。

概要

- わが国の積極的な文化的国際貢献の取り組みに関する国際的なアピール
- 国際的な文化遺産国際協力体制の構築
- 関係機関の連携の集約・統合化による効果的な協力の実施

主要な事項

- 文化遺産国際協力の基本理念を定めること。
- 国及び教育研究機関の果たすべき責務等を定めること。
- 文部科学大臣及び外務大臣が基本方針を策定することについて定めること。
- 関係機関の連携の強化について定めること。
- 国が講ずべき必要な取組について定めること。
 - 教育研究機関及び民間団体の支援。
 - 国内外の専門人材の確保等。
 - 国際的協力のための施策。
 - 国内外の情報の収集、整理及び活用。
 - 関係者等の意見の反映。
 - 国民の理解及び関心の増進。

図22

2 日本の文化遺産国際協力

2 日本の文化遺産国際協力 (2) 文化遺産国際協力コンソーシアム

2006年6月に「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」が施行され、それに合わせて、海外の文化遺産保護に関する国内における連携及び協力の推進を図るため、政府機関、大学・研究機関、民間助成団体などによって構成される文化遺産国際協力コンソーシアムが発足。

運営体制

会員を代表した運営委員会、企画分科会、各地域分科会(6地域)などの会議を年間18回程度開催し、文化遺産保護に関する最新情報を共有し、議論するなど、密な連携を取ることにより、「オールジャパン」で文化遺産国際協力に取り組む体制となっている。

関係機関
大学・研究機関

公的機関
(独立行政法人、独立行政法人)

民間助成団体
(企業、NGO、NPOなど)

図23

図21

ものです(図25)。後ほど、両国の方からもご紹介があるかと思いますが、ユネスコのカテゴリー 2センターは、無形文化遺産への支援を通じてアジア太平洋地域全体の底上げを図ることを目的とし、ユネスコの枠組みの下にありながら、日本、中国、韓国において各国政府が主体となり、日本のアジア太平洋無形文化遺産研究センター(IRCI)をはじめ、各国でそれぞれ無形文化遺産分野のカテゴリー 2センターが設立されています。日中韓で連携しながら、研究等の取り組みを進めていこうというものですし、一層ここの充実を図っていければありがたいと役所の立場から思っています。

それから、文化財保存修復研究国際センター(ICCRROM)という機関がローマにあります。こちらはユネスコの姉妹機関のようなところです。とりわけ、日本あるいはアジア諸国が、歴史的にも知見のあるような、自然を生かした木造建築や手すき和紙等を活かした修理といった分野についてのキャパシティビルディングの支援を一緒に行っているというものであります(図26)。これらが日本が行っている国際協力の概要になります。

最後に、少しだけ今後の話について、やや文化庁の公式な見解とは外れる部分もあるかも

しませんが、担当者として、私自身がどのようなことを考えているかをお伝えしたいと思います(図27)。文化財保護法が制定された当時は、戦後で人口が急激に増えていた時代で、もちろん気候変動の話もその後でした。そうした背景の中で、文化財保護法は、文化財の保存および次世代継承という観点から位置づけたわけですが、その手段のあり方等が本当にこのままで良いのかということは、絶えず我々文化庁もそうですし、関係者の皆様と一緒に議論していかなければならない課題だと思っています。とりわけ人口減少については、保護法ができた1950年から日本の人口のピークまでおよそ4,500万人も増えて、その後、2004年から考えると、約100年後には、江戸の末期から明治維新の頃の水準まで減少する見込みが厚生労働省のデータで示されています(図28)。一見すると東京は関係なさそうですけど、日本の状況というのは、出生率が高い地方から若者が東京に来て、その東京では出生率が低いため、東京がどんどん吸い上げていき、地方に人がいなくなるとやがて東京にもいなくなるという構造で、人口一極集中の話は日本全体の話です。東京都心では、人口減少を見越して閉校する時期を定めた小学校もありますが、そう

2 日本の文化遺産国際協力
(3) 海外の文化遺産保護に向けた国際連携

日本がこれまで蓄積してきた文化遺産保存修復に関する高度な知見や技術、経験を活用し、自然災害や紛争、開発等により破壊や消滅の危険にさらされる人類共通の貴重な財産である海外の文化遺産保護に協力するための国際協力を推進。

緊急的文化遗产保護国際貢献事業 (専門家の交流)

自然災害や紛争等により被害を受けた海外の文化遺産で緊急に支援を必要とするものにつき、各国からの要請に応じ、日本の専門家等の現地調査研究及び保存修復事業のための派遣、海外の専門家や行政官等の保存修復研修のための招へい、及びそれらの記録作成等を行う。

文化遺産国際協力拠点交流事業

日本にとって文化遺産保護の分野で関わりが深い地域や、文化遺産を通じて協力が重要な地域において、文化遺産保護に関わる人材を継続的に育成するため、日本の専門家や若手研究者を現地の拠点に派遣し、あるいは現地の人材を日本に招へいして、研修研修や研修を通じて現地の専門家や若手研究者の人材育成を行う。

図 24

2 日本の文化遺産国際協力
(5) 文化財保存修復国際センター (ICCRROM) との連携

文化財保存修復国際センター (ICCRROM) とは… 1956年のユネスコ総会の決議に基づき、1959年に政府間機関としてローマに設置された世界の文化財の保存・修復に関する研究の促進、協定、勧告、研究会・技術者等を行っている国際機関。

ICCRROMと連携した国内での人材育成・研修

①文化遺産保護に関する無形研修 (文化財「日本」アジア文化センター等と連携)
アジア太平洋地域の文化遺産保護を担う専門家を招いて、座長員内や近隣の道庁や市社を招いて、日本の文化遺産保護の知識や技術を習得する研修。

②国際研修員の養成と派遣 (国立文化博物館、東京文化財研究所と連携)
国内から参加者を募り、組織を活用した研修員の養成研修を行うとともに、日本の専門知識文化財について研修し、欧米の文化財保存修復へ派遣することを目的とした研修。

日本の専門家との交流

文化庁との人材交流
欧米と異なる「木の文化」を代表する国として、2009年よりICCRROMに文化財調査研修生(累計派遣研修生12名(派遣期間は2年又は3年))し、特にアジア地域における事業に関する連携協力を求めることにより、文化財保護に対する国際貢献を推進している。

図 26

2 日本の文化遺産国際協力
(4) アジア太平洋無形文化遺産研究センター (IRCI)

2009年10月に国際連合教育科学文化機関 (UNESCO) 総会で承認を受け、2011年10月に大阪府堺市に開所したユネスコカテゴリー2センター (UNESCOと協力してプログラムを発行する機関)。

目的

- UNESCO「無形文化遺産に関する条約 (2003年条約)」のアジア太平洋地域における普及を推進
- 無形文化遺産保護の手法としての調査研究の推進及び普及

活動

①無形文化遺産保護のための研究の促進
無形文化遺産保護に関する研究情報を収集・公開し、研究情報の交流や学際的連携のための様々な機会を提供し、研究の活性化と研究情報のネットワーク構築を図っている。

②持続可能な発展や災害、気候変動への対応など、重要な課題の解決について、無形文化遺産の活用による貢献を促す。

③持続可能な発展や災害、気候変動への対応など、重要な課題の解決について、無形文化遺産の活用による貢献を促す。

④研究の成果と知識
ワークショップや会議にて、事務局員で得られた知見を共有し、かつ、海外の専門家との交流により得られた知見を海外に発信していく。

図 25

3 今後について

文化財保護法が制定された当時は、戦後で人口が急激に増えていた時代で、もちろん気候変動の話もその後でした。そうした背景の中で、文化財保護法は、文化財の保存および次世代継承という観点から位置づけたわけですが、その手段のあり方等が本当にこのままで良いのかということは、絶えず我々文化庁もそうですし、関係者の皆様と一緒に議論していかなければならない課題だと思っています。とりわけ人口減少については、保護法ができた1950年から日本の人口のピークまでおよそ4,500万人も増えて、その後、2004年から考えると、約100年後には、江戸の末期から明治維新の頃の水準まで減少する見込みが厚生労働省のデータで示されています(図28)。一見すると東京は関係なさそうですけど、日本の状況というのは、出生率が高い地方から若者が東京に来て、その東京では出生率が低いため、東京がどんどん吸い上げていき、地方に人がいなくなるとやがて東京にもいなくなるという構造で、人口一極集中の話は日本全体の話です。東京都心では、人口減少を見越して閉校する時期を定めた小学校もありますが、そう

図 27

いった状況の中で、文化財保護法の目的となった手段が有効かということが問われてきているのではないかと考えています。現に、重要無形民俗文化財の団体でも、位置づけこそされたものの、活動を休止している団体が多く存在しています。あるいは、重要文化財の建造物でも、次世代への継承について悩まれている所有者の方々が多くいらっしゃいます。さらに、消滅可能性自治体と呼ばれる地域もある中で、所有者さんから自治体が負担すれば良いと言われても実際には難しいというような話があるところです。この辺りについては、明確な処方箋はないわけですが、やはり考えていかないと、処方箋作りにはつながらないと思っているというのが一つ目です(図29)。

それから恐らくどの国でも同じ状況かと思いますが、ユネスコの無形文化遺産保護条約の対象範囲が非常に広がっているということです。代表一覧表の例として二つ挙げていますが、ドイツの事例は協同組合のような仕組みが無形文化遺産として登録されたというものです(図30)。無形文化遺産に協同組合が入ることですが、少なくともユネスコはこれを社会的慣習として認めているという考え方だということですし、その下にある「Funfair

culture」というものは、ヨーロッパで見られるような移動式の遊園地に関する文化であり、これもまた無形文化遺産として登録されているということです。我々が考えてきた無形文化財というものは技ですし、無形の民俗文化財というものは社会に位置づいている民俗芸能や民俗技術といった地域性等を伴うものでした(図31)。こういったものについても、今までの考え方がどうなのか、あるいは文化財保護法の体系からすべてを見るといような発想を変えていく必要があるのかといったことも含めて、政府全体でどのような取り組みしていくのかを考えていかねばならないフェーズに今、来ていると思っています。このようなことを日々の行政上考えています。

ということで、まとめのところに色々と記載していますが、大事なことは、文化遺産や文化財といった言葉はさておき、無形や有形を問わず、それらがシナジー効果を生み出して、地域住民にとってまさに自分たちのアイデンティティだといったものを認識できるということが、何より大きい価値の一つではないかと思っています(図32)。そういったことについて、国、政府、アカデミアに限らず、関係者が自発的かつ主体的に議論をしていき、その上で全員

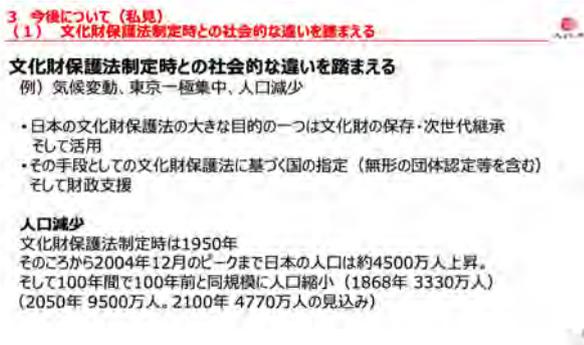


図28

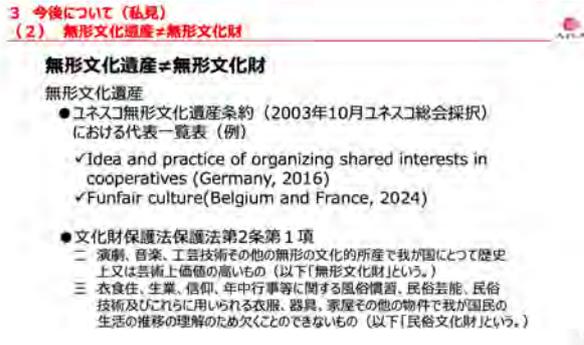


図30

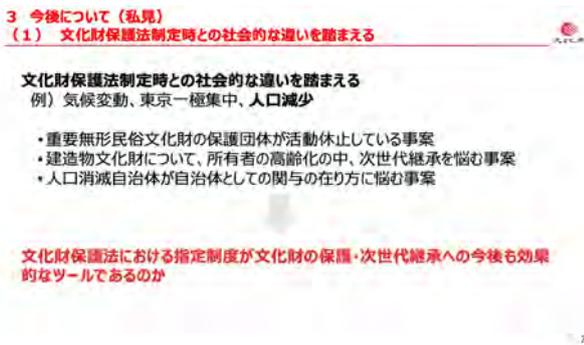


図29

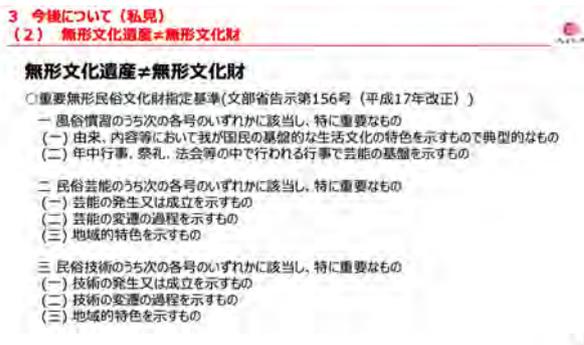


図31

で明確なコンセンサス作りを図っていくということが、とりわけ大事になってきているというのが、私の考え方、私見としてご紹介したかったことです(図33)。同時に、隣国の韓国をはじめ、アジア諸国全体が遅かれ早かれ人口減少トレンドに入っていく中で、こういった取り組みは、国際支援の観点からも先行的なモデルにもなり得るものだろうと思います(図34)。すなわち、今後の文化遺産分野の国際協力の大きな方向性を示しうるものというように、国際協力の観点からも価値があるかもしれないと思っています。是非そういった議論を引き続きしていく中で、我々文化庁としてもできる取り組みをしっかりと進めていきたいと思っているということを申し上げて、私からのプレゼンテーションを終わらせていただきたいと思います。ご清聴ありがとうございました(図35)。



図 32

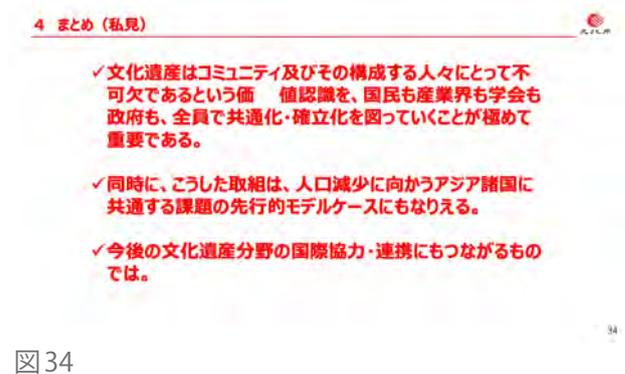


図 34

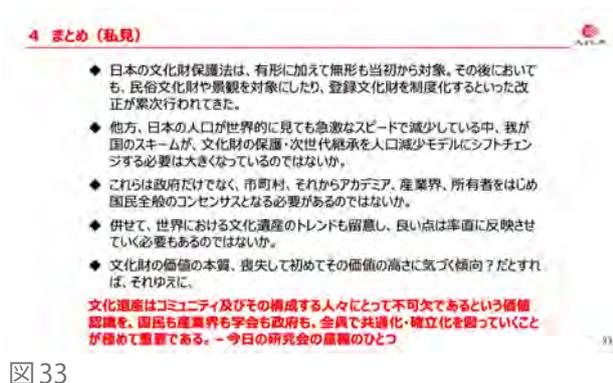


図 33

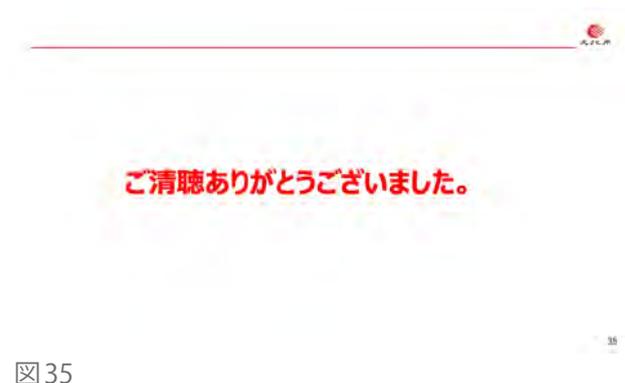


図 35

中国における文物保護法の改正及び文化遺産国際協力の現状

杜 曉帆 (ト ギョウハン)

復旦大学文物与博物館学系 教授



1984年南開大学歴史学部卒業、1999年神戸大学文学博士。甘肅省博物館学芸員、奈良国立文化財研究所特別研究員、ユネスコ東アジア地域事務所文化遺産保護専門官などを歴任。2015年から、復旦大学国土与文化資源研究センター長、文物与博物館学系教授。ユネスコ「リビングヘリテージと地域開発」チェアホルダー、東アジア文化遺産保存学会会長、中国文物保護技術協会副理事長、中国紫禁城学会副会長、中国文物学会世界遺産研究委員会副会長、中国建築学会都市・農村建成遺産学術委員会副主任、中国測繪学会文化遺産保護専門委員会副主任など担当。著書は『文化遺産価値論研究(2020年度全国文化遺産トップ10書籍)』、『郷村文化遺産の価値研究』、『価値認知から保護実践へ：永泰庄寨』、『中国の世界遺産(シリーズ総編集)』、『歴史から未来へ：アジア太平洋の遺産・文化的景観保護』、『東アジア紙文化財保存と伝統製紙』など多数(※いずれも中国語の原題を仮訳)。

中国復旦大学の杜曉帆と申します(図1)。今回はこのような会にお招きいただき、誠にありがとうございます。最近では日本語を話す機会が少なく、発表中に多少不自然な言葉遣いが出てくるかもしれませんが、ご了承ください。

中国の文物に関する法制度を理解するため、その歴史を少し振り返りたいと思います(図2)。まず、中国の文化遺産保護の現状ですが、複数の部局がそれぞれ管理する体制になっています(図3)。中国の指導部はしばしば「九龍治水」と言われます。これは9つの龍が川を治めているという意味ですが、中国においては必ずしも良い意味では使われません。9つの龍(複数の部局)がともに管理しているが、最終的に誰も責任を取らない状況を暗示しています。国務院の下に各部局の管理者がおり、中国全体の文化遺産を所管していますが、それぞれの間で十分な調和が取れていないという現実があります。中国で最も影響力のある文化遺産関連の法律は、1982年に制定された「中華人民共和国文物保護法(以下、文物保護法)」、そして2011年に制定された「中華人民共和国無形文化遺産保護法(以下、無形文化遺産法)」ですが、中国の文化遺産制度を研究する際には、各部局の関連法や条例にまで目を向ける必



図1

「目次」

01
02
03
04

中国文物保護制度の立法沿革

文物保護法の最新改正

無形文化遺産の保護に関する法律

文化遺産に関する国際協力

図2

要があります。

中国での文化遺産保護制度は、清朝末期に始まりました(図4・5)。国内外の情勢の悪化により、多くの文化遺産が被害を受けました。こうした状況を受け、清政府は1906年に民政部を設立し、文化遺産の保護に関する立法業務を担当させました。これは、中国で初めて設置された文化遺産保護に関する部局です。さらに1909年には、民政部によって中国初の近代的な保護規則である「古跡保存推广章程」が公布され、これが中国における文化遺産保護法制の幕開けとされています。その後、清朝の崩壊を経て、中国が混乱期に入った北洋政府時代には、内政部によって「古物保存暂行弁法」が公布されました。これは主に動産文化遺産に関

する法律です。さらに国内が内乱状態となった時期に、当時の国民政府の内政部は「名勝古跡古物保存条例」を公布しました(図6)。この条例では、現在の「文化的景観」に対応する「名勝古跡」という概念が初めて導入されました。続いて1930年には、中国初の本格的な法律である「古物保存法」が公布され、考古発掘の規範化や科学的な修復基準が導入されました。これにより、中国における文化遺産保護は学問的な基礎を獲得したといえます。

第二次世界大戦や国共内戦の時期においても、文化遺産を守ろうとする意識は完全に失われたわけではありませんでした(図7)。例えば、1947年には、毛沢東が現在の陝西省にある白雲山寺院を視察した際に、「(文化遺産を)大切に保存し、破壊してはならない」という指示を出しています。また1948年には、「各地の文物古跡の保護に関する布告」が公布されており、正式な法律ではないものの、当時共産党の統治下にあった地域では、このような政策が打ち出されていたことが分かります。

さらに、1949年の北京解放の際には、「北平問題の平和的解決に関する協定」が結ばれ、その中には「城内文物古跡の共同保護」という項目が含まれており、これは中華人民共和国成立

中国における文化遺産保護に関する法律の現状



図3



図4

中国文物保護制度の立法沿革

20世紀初頭の文物立法(1900s-1930s)

・立法背景

清季末期、列強の侵略と政局不安により文物が大量に流失・破壊され、西洋の中国史研究機関が文物市場の興隆を促進した。

・清政府時期：1906-1911

1906年：民政部(内務省に相当)を設置、学部(文部省)と共に文化遺産保護の主管機関として機能。

1909年：民政部が中国近代初の保護法規『古跡保存推广章程』を公布。

・北洋政府時期：1912-1927

北洋政府時期、民政部は内政部に改編され、文化遺産保護を担当した。

1916年、内政部は『古物保存暂行弁法』を公布し、清朝の文物保護政策を大枠で継承された。対象に関する注目点としては、「古跡」から「古物」へと移行し、新法は動産文化財に対してより重視された。

図5

中国文物保護制度の立法沿革

20世紀初頭の文物立法(1900~1930年代)

国民政府時期：1928-1937

1928年、内政部は『名勝古跡古物保存条例』を公布し、初めて「名勝古跡」の概念を提示した(これは現在の文化的景観に対応する)。新法において、山川・河川等の自然的要素は一定の保護を受けた。

1930年、国民政府は『古物保存法』を頒布し、中国における文化遺産保護の最初の法律となった。

翌年には『古物保存法施行細則』を公布し、同法の内容が補足された。これにより、中国の文化遺産保護立法は制度化・科学化の道を歩み始めた。

図6

中国文物保護制度の立法沿革

制度創設期及び基盤形成期(1940s-1950s)

・厳しい情勢下における法制度の構築

解放戦争の戦火の中であって、中国共産党は早くから文物・古跡保護を重視していた。1947年10月、人民解放軍総司令部は軍紀の厳守をあらためて徹底し、毛沢東は陝西省佳縣で白雲山寺院を視察した際、「これらは歴史的文化遺産である。大切に保存し、破壊してはならない」と強調した。

1948年3月には、党中央西北局・陝甘寧辺区政府などは『各地文物古跡保護に関する布告』を公布した。民族の価値を持つ名勝古跡に対し、党・政府・軍・民間人に対して一切の破壊行為を禁じ、実効的な保護を行うよう求めた。これらの一連の指示は、戦時下における歴史的文化遺産保護意識の高揚過程を如実に示している。

図7

後にも多大な影響を与えました(図8)。つまり、文化遺産を保護しようとする意識は、中華人民共和国成立以前から存在していたといえます(図9)。

その後、1956年に、第一回全国文物普查が初めて実施されました(図10)。このような調査は他国でも行われていると思われませんが、中国のように国土が広大な国では、調査の実施に非常に長い時間を要します。第一回は1956年から1964年まで行われ、文物保護法が制定された1982年から1989年まで第二回、2007年から2011年まで第三回、そして2021年から来年末までを予定期間とした第四回が現在実施されています。今回の調査には、様々な大学やボランティアの人々も参加しており、第三回までに調査した文化遺産に加えて新たなものも追加され、現代的な技術も用いて進められています。2026年に調査が終わると、中国における文化遺産の全体的な現状が明らかになるといわれています。

1961年には、「古物保護管理暫行条例」が公布され、中国において初めて文化遺産の保護体系が確立しました(図11)。当時はまだ文物保護法は制定されておらず、1960年代から80年代にかけての約20年間は、いわゆる弁法とい

うものが文化遺産管理の根拠として用いられていました。ただし、この時期の大きな問題としては、こうした条例や弁法の制定過程において法律の専門家が参加しておらず、主に文化遺産の管理者や研究者によって作成されたため、実際に法律として運用する段階で様々な問題が生じたことです。しかしながら、このような条例の中には、文物とは何か、どのように認定・計画・修復を行うか、また考古発掘などについても規定されており、制度的基盤が確立されたといえます。

同じく1961年に、現在も中国において大きな影響力を持つ「文物保護単位」の制度が初めて定められました(図12)。日本における国宝、重要文化財、特別史跡といった分類とは異なり、中国では「単位」という言葉が用いられています。元々、中国語にはそのような言葉はありませんでしたが、現在では勤務先を示す言葉としても使われています。最上位のカテゴリーは「全国重点文物保護単位」であり、これまで八次にわたる認定で、合計5,058件の文化遺産が指定されています。またその下に、省レベルの「省級文物保護単位」、市県レベルの「市県級文物保護単位」が設けられています。これらのレベルには「重点」という言葉は含まれていま

中国文物保護制度の立法沿革

制度創設期及び基盤形成期(1940s-1950s)

戦時下の保護実践

解放軍の新解放区進駐時には、文物・名跡古跡保護の布告が広く発布され、入城規律に学校、病院、公共施設、名跡古跡等の保護が明記された。

『東北野戦軍入城規程』(1948年6月 中央軍事委員会通過) 第3条は「学校、病院、科学文化機関、都市公共施設、名跡古跡、建造物の保護」を規定した。

北平の平和解放時における『北平問題の平和的解決に関する協定』(1949年1月)では「城内文物古跡の共同保護」が特に定められ、古都の戦災軽減が図られた。これらによる戦災による戦争破壊が回避され、新中国文物保護制度の基盤が形成された。



北平問題平和的解決に関する協定

図8

中国文物保護制度の立法沿革

制度創設期及び基盤形成期(1940s-1950s)

中国文物普查制度の確立と実施

第一次全国文物普查(1956-1964年)

1956年に第一次全国文物普查の組織が開始され、その後、相次いで四回の全国文物普查を実施した。これにより文物資源の基礎調査と動態更新メカニズムが漸次整備され、分級保護・計画指定・科学的管理に重要なデータ支援が提供された。

主な状況は以下の表の通り。

時期	調査名称	主要内容と意義
1956-1964年	第一次全国文物普查	地方動員による、不動産文化財 系統調査、文物目録整備、分級保護基盤確立
1982-1989年	第二次全国文物普查	法制定後、不動産文化財 再調査、物業発見による分級保護体系推進
2007-2011年	第三次全国文物普查	全国の都市・農村を網羅し、初めて 情報技術を全面導入。76万件の不動産文化財を確認し、国家文物資源データベースを構築。
2021-2025年(進行中)	第四次全国文物普查	リモートセンシング、GIS、ライダー、3D測量等の先端技術を採用。デジタルアーカイブ化と知的管理を推進し、2026年の完了を目指す。

図10

中国文物保護制度の立法沿革

制度創設期及び基盤形成期(1940s-1950s)

中華人民共和国初期の法制度構築

中華人民共和国成立後、文物保護管理制度は迅速に確立された。1949年11月、中央人民政府文化部文物局が設置され、全国の文物および博物館事業を統一的に指導した。1950年、政務院は相次いで以下の法令を公布した。『貴重文物圖書輸出禁止暫行弁法』『古文化遺跡及び古墳墓調査発掘暫行弁法』『古文物建築保護に関する指示』。これにより考古発掘と古建築管理が規範化された。

同年『革命文物収蔵に関する命令』を公布し、全国で収蔵活動を展開するとともに、重要な寄贈品に対して表彰を実施した。困難な情勢下で初歩的な文物保護の枠組みを構築し、盗掘・密輸・流出を効果的に抑制した。



古文化遺跡及び古墳墓調査発掘暫行弁法

図9

中国文物保護制度の立法沿革

段階別保護制度の確立と法制化の転換点(1960s-1980s)

1961年 段階別保護制度の基盤確立

1961年、国務院は『文物保護管理暫行条例』を公布し、国家による保護対象の範囲及び管理原則(修復における現状不変の原則等)を明文化した。初めて180ヶ所の『全国重点文物保護単位』を指定し、段階別保護の概念を初めて提唱した。さらに、国家一省一市県の三級保護体系が確立され、各級政府に対して保護責任の履行が求められた。

これを受け、文化部は『文物保護単位保護管理暫行弁法』、『革命記念建築・古建築・石窟寺修復管理暫行弁法』、『古遺跡・古墳墓調査発掘暫行弁法』を逐次制定した。これにより、条例を中核とする文物法規体系が形成され、中国の文物保護が制度化段階へ移行したことを示す契機となった。



文物保護管理暫行条例

図11

せんが、地方に行くと、しばしば誤って記載されているものを見かけます。このような三階層に分けられている文化遺産は、国によって管理されていると考えてください。ただし、先ほど述べた文物普查で調査された文化遺産のうち、この単位に指定されているものは少なく、その多くはこの階層に含まれない未指定文化遺産と理解してください。

文化大革命の終結後、1982年11月に開催された全国人民代表大会(以下、全人代)で文物保護法が可決されました。これは、中国における最高立法機関によって文物保護の原則、対象、管理体制が体系的に定められた、初めての法律です(図13)。この法律の制定により、それまで分散していた政策が国家法律に昇格し、「国家保護・段階別管理・合理的利用」という基本枠組みが確立されました。さらに同年の憲法改正により、文物保護が初めて憲法内に明記され、中国における文物保護制度は新たな段階に入ったともいえます。ただし、1982年の文物保護法についても、先述の1961年公布の条例の作成に関わった専門家が作成過程に強い影響力を持っており、全人代の法学専門家も一定程度関与していたとはいえ、法制度としては依然として未成熟な段階であったと、しばし

ば指摘されています。

その後、制度上の調整が進められていた一方、1978年以降の改革開放政策に伴い、海外との国際交流も盛んになりました。1985年には中国が世界遺産条約に加盟したことで、国際的な条約や憲章を国内の文化遺産保護の制度や実務にどのように適用すべきかといった問題も生じました(図14)。

2002年、一回目となる文物保護法の全面的な改正が行われました(図15)。改正にあたっての議論では、多方面から多くの意見が出たものの、実際の改正には反映されなかったものも少なくありませんでした。それでも、保護の対象や管理の範囲が拡大され、不動産文化財を中心に、計画・予算・責任が明確化されました。

また、2015年にも改正が行われ、考古学調査を先行的に実施することが義務化され、許可手続きや罰則が強化されるとともに、各レベルでの責任も明確化され、社会参加の促進も図られました(図16)。当時は、2008年の北京オリンピック終了後に新たな指導者が登場し、文化財への関心が高まってきた時期でした。それまで文化遺産の保存と開発の矛盾により、文化遺産の保存が後回しにされることが常態化していましたが、2015年の改正で初めて考古発



図12

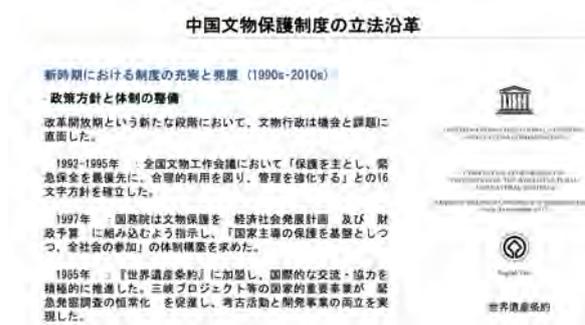


図14

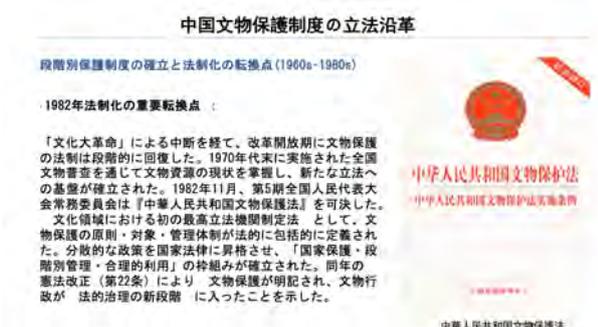


図13



図15

掘の義務化が明記されました。しかしながら、罰則金が低かったこともあり、その後も発掘調査を行わずに建設を進める違反行為が横行していました。

2017年から2020年にかけて、「文物安全三年行動計画」が策定され、長城、大運河、長征などの広大な規模を有する文化的回廊の保護が推進されました。例えば、万里の長城は春秋戦国時代から明代に至るまで多くの長城が築かれました。先日調査で訪れた山西省には、明代にモンゴル人の侵入を防ぐため、黄河に沿って築かれた長城が今も残っています。また、この長城の周囲には町や村も築かれました。このような大規模なものを一つの文化遺産として統合的に管理するシステムを構築するという考え方が、この時に出てきました。

2020年にも改正が行われましたが、一般にはあまり知られておらず、主に技術的な内容が法律に追記されたものです(図17)。詳細については、時間の都合により省略します。

続いて、2023年から2024年にかけて、三回目となる全面的な改正の準備が進められました(図18)。三回目とは言うものの、実際には十数年にわたり、文化遺産の専門家、法律の専門家、全人代の関係者、個人所有者の代表と

いった人々の間で議論が重ねられてきました。そしてようやく、2024年11月に改正法が可決・成立するに至りました。

今回の全面改正の内容について、少しご紹介いたします(図19)。その背景としては、先ほども述べたように、2008年の北京オリンピック以降、一般市民の生活水準が一定程度向上したことで、文化遺産への関心が社会全体で高まったとともに、中国政府としても文化遺産の保護を重要視するようになったことが、要因の一つとして挙げられます(図20)。また、違反行為に対する罰則金が非常に低いという問題もありました。例えば、文化遺産の破壊に対する罰金額は約50万元に過ぎず、多くの企業にとって十分な抑止力とはならず、罰金を支払っ

中国文物保護制度の立法沿革

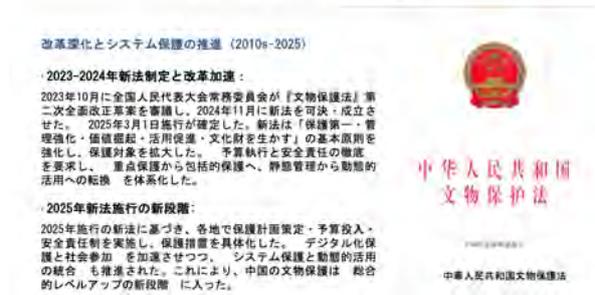


図18

中国文物保護制度の立法沿革



図16

中国文物保護制度の立法沿革

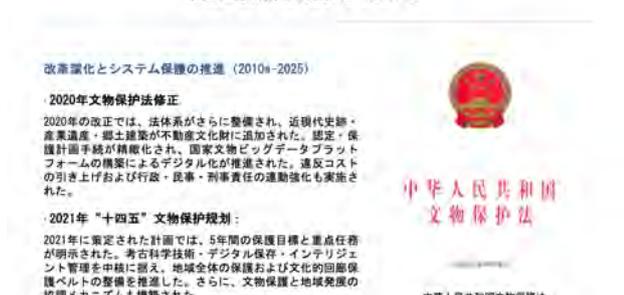


図17

文物保護法の最新改正

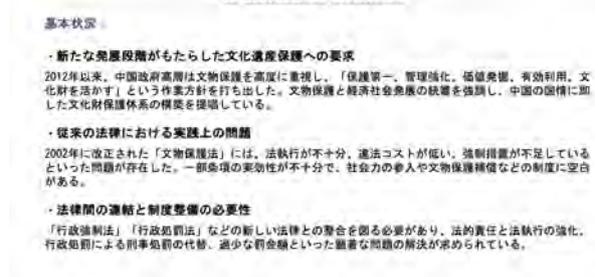


図20



文化財保護法の最新改正

でも文化遺産を破壊し、建設を進めるといった違法事例が多く発生していました。このような従来の法律における実務上の問題も、今回の法改正の重要な背景の一つとなっています。

このスライドに示す通り、2024年11月に文物保護法の改正案が全人代で可決され、2025年3月に施行されました(図21)。今回の改正では、新たに19条が追加され、75条が修正され、変更されなかったのはわずか5条のみでした。このことから、今回の改正が全面的なものであったと言えるでしょう。

今回の改正における重要な点として、まず第一に、「文物」という概念が明確化されたことが挙げられます(図22)。第二に、未指定文化財の保護が強化されたことです。先ほど述べ

た文物普查によって特定されたものの、文物保護単位の三つの階層に含まれていない対象についても、保護が強化されることとなりました。第三に、文物の周辺環境の保護が強化されたこと、そして第四に、埋蔵文化財や水中文化財に対する保護もより重視されるようになりました。

また、「文物を活かす」ということが法律上に明記されました(図23)。これにより、文物の価値をどのように解釈すべきかという新たな課題も浮上しています。そもそも、文物を何のために活用するのかという根本的な問いがある一方で、「活用=観光」という考え方が中心となりがちで、観光のために保存しているのではないかという矛盾も指摘され始めています。

今回の改正では、社会参加および社会権利の保障に関する条項が新たに設けられました(図24)。さらに、文物保護法の中で初めて、国外に流失した文物の捜索および返還に関する法的根拠を示す条項も追加されました(図25)。また、文物の売買についても、中国では個人所有の文物の売買や贋作の流通が大きな問題となっており、新たな規定が追加されました(図26)。その他にも、文物保護と社会経済の持続

文物保護法の最新改正

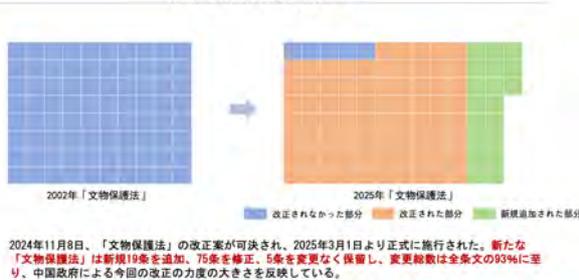


図21

文物保護法の最新改正

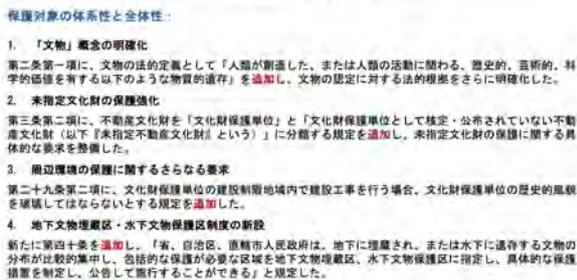


図22

文物保護法の最新改正

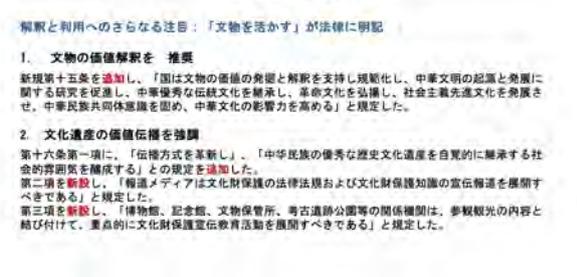


図23

文物保護法の最新改正

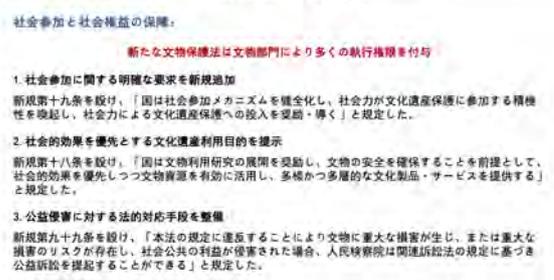


図24

文物保護法の最新改正



図25

可能な発展の関係についても明確化され、観光開発についても規範化されるなど、今回の改正では多岐にわたる条項の追加・見直しが実施されました(図27・28)。

改正の意義については、各スライドをご参照いただければと思います(図29～31)。一方で、課題点もいくつか残されています。今回の改正では、文化的景観や万里の長城のような大規模な文化遺産の保護のあり方、また大規模な考古遺跡とその周辺に暮らす地域住民の生活との調和をいかに実現するかといった点については、依然として明確な解決策が示されたとはいえません(図32)。また、中国で「低等級文化財」と呼ばれるものについては、予算上の制約により十分な保護が行き届いていないの

が現状です(図33)。今後、これらにどのように対応していくかが、大きな課題として残されています。

無形文化遺産についてです(図34)。日本では、1950年の文化財保護法の制定時から無形

文物保護法の最新改正

流失文物の追索と文物売買の法的根拠

文物の売買

第六十八条第四項に、「以下の文物の売買を禁止する。(四) 國務院関係部門から通報または公告された盗掘文物、その他本法第六十七条の規定に適合しない出所の文物」との規定を追加された。さらに、第六十八条には、文物の違法売買行為に対する罰則規定を追加した。

文物の追索および売買に関する追加規定により、文物の流出を効果的に抑制し、流出文物の返還を促進することで、二つの側面から我が国の文物安全を確保することができる。



図26

文物保護法の最新改正

文物保護と社会経済の持続可能な発展の調整

1. 文物保護への投入と経済発展の関係を明確化

第十三条第一項を改正し、文物保護事業に必要な経費は当該級の予算に計上し、「文物保護事業の発展が国民経済と社会の発展水準と適合することを確保する」と規定した。従来の「逐年増加」から「社会経済発展水準との適合」へと修正した。

2. 「事前調査・後審工」制度の明確化

新規第二十四条を設け、「旧市街区改造及び土地の区画整理開発において、县级以上の人民政府は事前に関連区域内の不動産文化財調査を組織し、適時に規定・登録・公布作業を展開し、法に基づき保護措置を講じなければならない。調査未了の場合、いかなる単位も着工してはならず、建設による破壊を防止する」と規定した。

図27

文物保護法の最新改正

文物保護と社会経済の持続可能な発展の調整

3. 文化遺産の観光開発の規範化

第十一条第二項に、基本建設及び観光開発について「文物保護を第一位に置き、文物保護と安全管理制度を厳格に実施し、建設による破壊と過度な商業化を防止しなければならない」との規定を追加した。

第三十五条第二項を追加し、「歴史文化街区や村落を拠点とした観光等の開発・建設活動を行う場合は、関連する保護計画および保護措置を厳格に実施し、大規模な移転を抑制、過剰開発を防止するとともに、全体保護および生きた継承を強化しなければならない。」と規定した。



図28

文物保護法の最新改正

文物保護法改正の意義

1. 「保護第一」への法的保障を提供し、文物保護と社会の持続可能な発展という重要課題に対応

現在の経済社会の発展実情に応えるものであり、中国指導部の文物保護理念が最新の形で反映されている。本法改正は「保護第一」の原則を堅持し、文物保護に関する具体的な問題に対して明確な法的根拠を提供した。「事前調査・後審工」の原則、未指定文化財保護の強化、新たな文物保護区域の設定などの理念は、文化遺産分野において中国政府が保護を優先とする姿勢を明確に示している。



新たな文物保護法は「保護第一」の原則を堅持し、低等級文化財に対する人為的破壊の効果を回避可能とする。

図29

文物保護法の最新改正

文物保護法改正の意義

2. 文物を「活かす」ための法的枠組みを構築し、保護と利用の調和を図る

「文化財を活かす」という理念が初めて条文に明記され、解釈と利用に関する大幅な改正は、中国政府が文物の単なる保存を追求するだけでなく、現代の社会経済発展におけるその役割についてより深く考慮し、「いかに文物を利用するか」に対しより具体的な指針を示したことを意味する。これにより、利用を名目とした不適切な保護行為を効果的に抑制することが可能となった。



遺産教育：遺産の背後に息づく文化を活かし、次世代へ影響を与える

図30

文物保護法の最新改正

文物保護法改正の意義

3. 文物ガバナンスの現代化体系を完備し、より多様な保護シナリオに対応

改正後の文物保護法は、文物ガバナンスにおいてより多くの主体を対象とした。一方で、新法は文物の国際的な遺棄を強調し、これにより環境を越えた文化遺産活動の調整に対する法的根拠が提供された。さらに新法は社会一般による文化遺産保護への参加を奨励し、社会参加メカニズムの整備と健全化が主要な目標となった。今回の改正を通じて、新法はより広範なグループを対象とし、文化遺産保護の実践的な現場をさらにカバーするとともに、窄軌の環境領域(グリーンゾーン)を縮小し、保護活動の法的根拠を一層強化した。



文化遺産保護と価値伝播における国際協力

図31

文物保護法の最新改正

展望

1. 特殊な類型の文化遺産保護

文物の定義で提示された対象類型に加え、最新の「文物保護法」における特殊な類型の文化遺産対象に関する規定は2002年版と同様であり、依然として歴史文化名城・名鎮・名村及び歴史地区の範囲に留まっている。対象間、象空間の連携が依然として緊密ではなく、これが「文物保護法」の保護対象が現在認識されている全ての物質的文化遺産を網羅していない状況を直接的に生み出している。



中国・福建省・南平市・農村景観
文化景観の全体保護を実現する方法



中国・山西省・代県・長城
大規模線形遺産をいかに体系的に保護するか?



中国・甘粛省・臨夏市・林家遺跡
大規模遺跡保護と周辺コミュニティの日常生活を如何に調整するか?

図32

文化財も保護対象に含まれていましたが、中国では、21世紀初頭に、ユネスコの無形文化遺産の保護に関する条約への加盟を見据えて、法整備に向けた動きが始まり、2011年に無形文化遺産法が公布されました(図35・36)。現在も

多くの課題が存在し、数年前から関係者への意見聴取が行われ、法改正に向けた準備が進められており、2026年にも改正案が提出される見込みです(図37~42)。またその際に改めてご紹介できればと思います。

文物保護法の最新改正

背景:

2. 低等級文物保護における所有権と保護責任の調整

「文物保護法」第七条は、「集団所有または私人所有に属する記念建築物、古建築、伝来の文物及び法に基づき取得したその他の文物の所有権は、法律の保護を受ける」と規定する。第三十二条は、「非国有の不動産文物は、所有者または使用者が修繕及び維持管理の責任を負い、承継以上の人民政府は補助を行うことができる」と規定する。多くの所有者が非国有である低等級文化財については、所有者はその所有物の文化的価値に対して国家に對し法的責任を負う必要があるが、政府は法的な強制規定が不足しているため、こうした文物の保護に必ずしも参与する必要がある。この両者の権利と責任は対等ではなく、低等級文物保護における法的責任の配分は完全に合理的であるとは言えない。



所有権問題により、放棄されている低等級文化財は保護困難に直面している

図33

現行法の限界

- ▶ 対象範囲の不十分さ
デジタル保護、無形文化遺産の知的財産権、ネットワーク伝播などの新課題が法規に盛り込まれていない。
- ▶ 法律間連携の不足
『文化財保護法』『自然保護法』『知的財産法』などの法律との整合性に欠け、「多岐管理」(複数の主管機関がそれぞれの権限を主張する)のジレンマが生じている。
- ▶ 協働メカニズムの確立
企業・社会組織・基層コミュニティが無形文化遺産保護に関与する具体的な道筋が明確ではない。また、コミュニティが自主的に開催する無形文化遺産の展示・上演活動について、会場確保や資金調達などの面で法的支援が不足している。
- ▶ 新たな類型遺産の保護規範欠如
文化景観や産業遺産の中に含まれる無形文化遺産(例:伝統的な農業知識、老練の技術)に関する保護規範が未整備。

図37



03 無形文化遺産の保護に関する法律

図34

2025年改正草案の背景

2025年に改正を開始するのは、法律自体の限界に対する対応であると同時に、新時代の無形文化遺産保護ニーズに適応する必然的な選択でもある。

時代の要請による推進

- デジタル技術の普及: メタバースや人工知能などの技術が広まるにつれ、無形文化遺産のデジタル記録・伝播・商業化が常態化しているが、現行法は「デジタル無形文化遺産」の帰属・利用・監督管理などに関する規定が整備されておらず、空白を埋める必要が急務である。
- 社会的関与の深化: 企業・公益組織・一般市民の無形文化遺産保護への関与と意欲が高まっているものの、明確な法的ルートや保障メカニズムが欠如している。
- 国際交流の拡大: 我が国では既に44項目の無形文化遺産がユネスコ無形文化遺産リスト(名簿)に登録されており、『無形文化遺産保護条約』2022年改訂版の新たな要件に対応し、国際的な講求・共同保護等のメカニズムを強化し、文化的影響力を向上させる必要がある。

図38

『中華人民共和国無形文化遺産法』の立法沿革と現状

2011年、『中華人民共和国無形文化遺産法』が正式に公布された。本法は、世界で初めて無形文化遺産に特化した国家法律であり、我が国の文化分野において初めて専門立法の形式を採用し、無形文化遺産保護を体系的に規定する制度的成果である。これにより、従来無形文化遺産保護において専門的な法的根拠が欠如していた空白が埋められた。また、伝統芸能・技術・民俗など6分類の無形文化遺産と、それに関連する実物の保護ルールも明確に定められている。



図35

2025年改正草案の背景

2025年に改正を開始するのは、法律自体の限界に対する対応であると同時に、新時代の無形文化遺産保護ニーズに適応する必然的な選択でもある。

国家政策の方向性による推進

- 中国共産党中央弁公庁・國務院弁公庁が発表した『無形文化遺産保護事業の一層の強化に関する意見』(2025年)の要求に応え、『無形文化遺産の保護・継承・活用に係る協働メカニズムを構築し、単一プロジェクト保護から文化的生態系全体の保護への転換を推進』することが求められている。

法律自体の充実化要請

- 現行法の施行過程で露呈した「対象範囲の不十分さ・連携の不足・規範の曖昧さ」などの問題(前文で述べた)を解消し、法治の効能を向上させる必要がある。

図39

『中華人民共和国無形文化遺産法』の立法沿革と現状

孰心制度

四段階名録制度: 国家・省・市・県の四段階で無形文化遺産代表的項目名録を構築した。2025年3月時点で、国家レベルの代表的項目は1,557項目に達し、計3,610のサブ項目を含む。これにより、全国の各民族・各地域の無形文化遺産資源が網羅されている。

代表的継承人認定制度: 各級の無形文化遺産代表的継承人を認定することにより、「伝統技術の継承・後継者の育成」という核心的責任を明確にしている。現在、国家レベルの代表的継承人は計3,998名おり、生きた形での伝承の中核的な力となっている。

多様な保護方式: 無形文化遺産の特性に即し、分類保護を実施している。具体的には、危機的な状況にある項目に対する緊急記録、存続状態が良好な項目に対する生産的保護、ならびに常態化した調査・登録およびデータベース構築が含まれる。

図36

2025年改正草案の重点の内容

▶ 科学技術による保護の感応

初めに法律の形式で「科学技術の無形文化遺産保護への応用」を奨励し、特に情報化・デジタル化保護の要素(デジタルアーカイブの構築、資源共有の促進など)を重点的に明確にすることで、デジタル時代における無形文化遺産の継承に係る制度的空白を埋める。

▶ 名録体系の整備

「三段階名録制度」を充実にさせる。代表的項目名録の社会的保護権を拡大し、「国家レベル項目の直接認定」メカニズムを前記、各級の代表的継承人を録を構築し、認定要件を細分化: 初めて「文化生態保護区名録」を確立し、申請・建設及び関連計画との連携ルールを明確化することで、全体的な保護を強化する。

図40

国際協力についても簡単にご紹介します(図43)。1988年、日本の総理大臣(当時の竹下登首相)が初めて敦煌を訪問したことがきっかけとなり、文化遺産に関連する国際交流が始まりました。1980年代から1990年代にかけては、日本を中心に国際協力が進められ、その後はアメリカ、ドイツ、オーストラリアなどからも支援を受けるとともに、共同研究も行われました。2000年代以降は、中国が東南アジア、中央アジア、モンゴルなどを中心に国際協力事業を展開しています(図44~47)。理念としては、中国がかつて日本から支援を受けて文化遺産を修復した経験があるため、海外でも理念や研究よりも、実際の保存修復作業が重視される傾向にあります。

中心的な事業としては、カンボジアのアンコール遺跡での保存修復事業があり、これは1998年に始まった第一期事業から継続的に実施され、現在は第三期事業が2030年まで進行中です(図48)。これらの写真は、その様子を示しています(図49)。中国による文化遺産国際協力の中核的な考え方として、以前は一方的な支援が主流でしたが、最近ではお互いに学び合うという双方向的な交流の意識が強くなってきています(図50)。実際の修復作業では、中国流の方法を進めることが多いですが、その方法は現地のカンボジア人専門家にも認められています(図51)。また、議論や理念はさておき、カンボジア側にはモノ自体を修復してほしいという考えもあります。

2025年改正草案の重点的内容

社会参加経路の統合
 公民や組織に「文化観光行政機関に対し、無形文化遺産名録への掲載を提案する」権利を与え、民間勢力が無形文化遺産の特定や申請に関する法的な経路を提供する。

保護と監督メカニズムの整備
 「保護と監督」専章を新設し、全段階の支援体系を構築する。具体的には、専門間合会議制度を確立し、多様な投資経路や社会的関与のルートを増強化；監督と責任追及を強化し、公益訴訟メカニズムを充実させることで、法律の健全な実施と効果発現を確保する。

図41

改訂の意義

- 無形文化遺産関連の法治体系を整備・充実させる
- 保護業務の奨励性を向上させる
- ガバナンスモデルの最適化
- 国際的適合性の強化

現在、改正草案は公衆意見公募段階にあり(2025年7月31日まで締切)。今後は社会的フィードバックを反映しながらさらに充実させ、最終的に実践ニーズに適合した法律文書を形成する予定である。

2011年の初の立法から2025年の体系的な改正に至るまで、無形文化遺産保護法の進化は単なる条文の充実に限らず、保護理念の高度化を体現している。すなわち、受動的な救済から能動的な継承へ、国内での守護から国際的対話へと転換した。これは無形文化遺産の生きた形での継承と発展に法治の基盤を築くとともに、世界的な無形文化遺産保護に中国の経験を提供し、中日韓交流において共有に値する中国の方案となっている。

図42

文化遺産の国際協力



図44

文化遺産の国際協力



図45



104 文化遺産に関する国際協力

図43



図46

また、中国による文化遺産国際協力では、技術的な指導は国家文物局が行い、予算は日本の経済産業省に相当する商務部が拠出しています。そのため、事業終了後に成果物を提示できる体制にする必要があります。最近では、様々な大学や研究機関、民間組織も対外的な協力に参加するようになり、文化遺産国際協力のあり方も変わっていくのではないかと考えています。

私からの発表は以上です(図52)。



図47

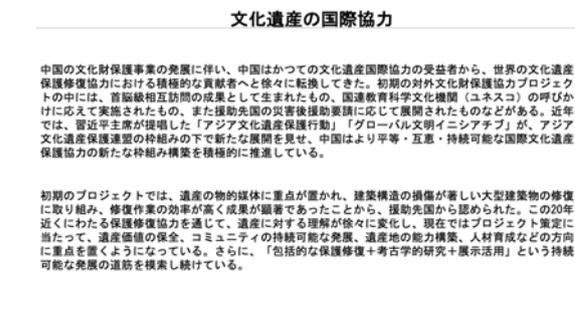


図50



図48

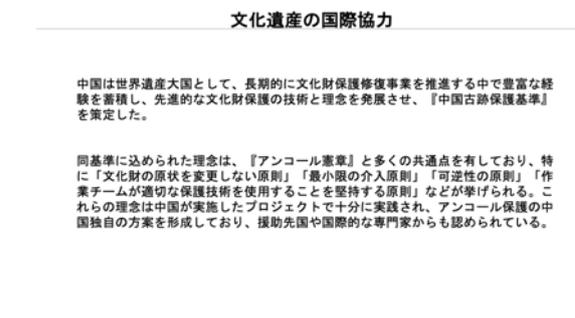


図51



図49



図52

国家遺産基本法と国家遺産体制への転換

ベク・ヒョンミン

国家遺産庁革新行政担当官室 行政事務官

こんにちは。ベク・ヒョンミンと申します。国家遺産庁の革新行政担当官室という部署で勤務しており、国家遺産庁の組織管理と定員管理の業務を担当しています。本日はこのような発表の機会をいただきありがたく思っております。私の発表は「国家遺産基本法と国家遺産体制への転換」という主題になります(図1)。発表の目次はご覧の通りになります(図2)。国家遺産基本法の成立までの道のり、国家遺産基本法の主な内容、それに伴う組織の改編、今後の課題について、簡単に説明していきます。

私は、日本や中国の文化遺産に関する法律について詳しくありませんが、聴衆の皆様にもそのような方がいらっしゃるかと思います。ここでまず、我々国家遺産庁が2024年5月17日に発足し、国家遺産基本法が施行されたことに関して、簡単に説明していきます(図3)。私は2017年に公務員となり、2018年から文化財庁に入庁して勤務してまいりました。そして2024年、文化財庁から国家遺産庁へと移行し、現在は国家遺産庁に所属して勤務しています。「文化財」から「国家遺産」という用語に変更した理由は、文化財という言葉の用語的な限界を克服するためでした。国家遺産体制の主な特徴としては、その根拠となる基本法を制定する



2017年、ソウル大学・国史学科を卒業、2018年文化財庁へ入庁し、2020年まで動産文化遺産の保存管理を、2022年から2023年までは韓国の大統領の執務空間および官邸だった<青瓦台>の一般への開放業務を担当。以降、国外遺産協力課にて国外に所在する韓国の文化遺産の保存・管理・活用を担当し、2025年4月から革新行政担当官室で国家遺産庁の組織および定員の運営を担当、国家遺産体制による組織の改編、新設、調整を担当している。

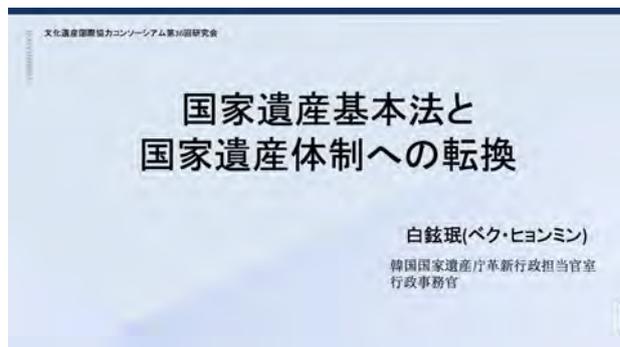


図1

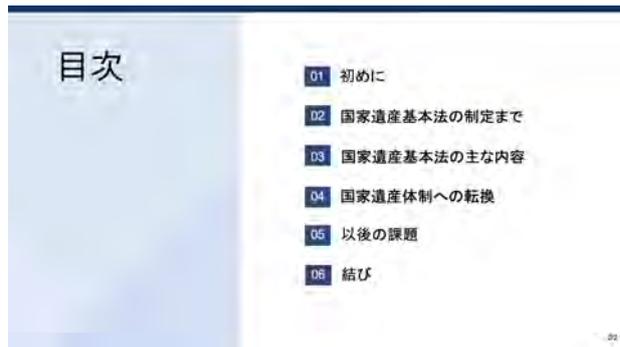


図2

と同時に、文化遺産・無形遺産・自然遺産の三本柱の体系となったという点が挙げられます。

はじめに、制定推進の背景から説明します(図4)。まず、名称に限界がありました。文化財という用語が拡大する政策の範囲を十分に包含していないとの意見があり、また、時代の変化を反映させる形で再定義する必要もありました。また、文化財という用語は、過去の遺物としての資産や財貨的性格が強いという意見や、それが自然物や人を指すときに適切であるかという指摘もありました。加えて、文化財庁でも、文化財と文化遺産という二つの用語を混用していたということが背景の一つになります。二つ目は、国際基準との整合性の問題でした。国際的に通用されているユネスコの遺産分類体系と国内の分類体系の間に相違があったということも背景になりました。表の左側が、以前の国内分類体系でした。有形文化財、無形文化財、記念物、民俗文化財という枠組みであったのに対し、表の右側のユネスコの分類体系では、大きく世界遺産、無形遺産、記録遺産に分かれ、世界遺産の中では文化遺産、自然遺産、複合遺産に区別されています。

このような背景のもとで、これから本格的に国家遺産体制へ移行するまでの過程について

説明いたします(図5)。韓国の旧文化財保護法は1962年に制定されてから60年余り経過していましたが、そのように長期間使用されていた法律を変えることは容易ではありませんでした。文化財という用語の問題点については昔から議論がありましたが、ではその文化財をどのような用語に変えるべきか、また国家遺産という用語が適切に代替できるのかについては、様々な意見がありました。そのような状況で、文化財庁はこの問題について絶えず意見を収集し、合意点を見出していくほかありませんでした。2005年に議論が始まってから20年近く議論が続けられ、2017年に改善案が準備された後も意見収集は続けられました。2022年には、国家遺産庁のパートナーとなる地方自治体の職員を対象に意見を聴取しています。また、日本の文化審議会に相当する文化財委員会や専門記者を対象に諮問会議を開催し、さらに全国民を対象としたアンケート調査も実施することで、意見を収集しました。こうして2022年4月に改善案を確定し、これについて報道発表を行いました。その時期は、現政権の前の政権が国政課題を選定する時期と重なっていました。

国政課題とは、スライドの説明の通り、大統

図3

図5

図4

図6

領の5年の任期中、政府が推進すべき最も重要な政策と理解していただければと思います(図6)。そして国政課題として、文化財庁の管轄のもと、「伝統文化遺産を未来の文化資産として保存し、価値を高める」という内容が定められ、その中に具体的に国家遺産体制を導入することが含まれていました。国政課題の遂行のため、文化財庁は国家の最上位の基本法を作成し、その中に文化遺産法、無形遺産法、自然遺産法などを組み込むような体制で進めていました。当時、文化財庁が管轄する法律では、最も基本となる文化財保護法や、無形文化財に関する法律はありましたが、自然遺産に関する法律はまだ存在していませんでした。また、韓国には政府組織法という法律があり、各政府省庁の名称や機能、役割を定めています。そのため、私たちが文化財庁から国家遺産庁に移行する際にも、この政府組織法の改正が必要であり、関係省庁との協議を経て進められました。

ここからは国家遺産基本法の主な内容を見ていきますが、まずは一番大きな法体系から確認したいと思います(図7)。この法体系については、国家遺産基本法のもと、遺産の類型ごとに別々の法律で整理されています。整備前は文化財保護法の中で、文化財が有形文化財、民俗文化財、記念物に分類され、また別の法律で無形文化財を分類していましたが、整備後は国家遺産基本法という上位の法律のもと、文化遺産、自然遺産、無形遺産に分かれ、それぞれに対応する法律が整備されました。

国家遺産基本法の構成については、全体で6章と35条の規定が設けられています(図8)。章ごとに説明していきます。まず第1章は総則となっており、目的や定義などの条項がありますが、その中で従来の文化財保護法にはなかつ

た基本理念の条項が新設され、国家と地方自治体の責務の部分はその内容が拡充・強化され、国民の権利と義務部分にも権利に関する内容が新たに追加されました(図9)。第2章は、国家遺産の保護基盤造成に関する内容です。文字通り、国家が国家遺産を保護するために、基本的なレベルでどのような仕組みや体制が必要であるかについて定めています。第7条には、従来にはなかった新たな内容が盛り込まれ、これまでの基本原則をさらに拡大した内容となっています。その下の基本計画、委員会、調査・研究などに関する条項は、文化財保護法の内容をそのまま引き継いだものです。

ここからは文化財保護法から変更があった部分について説明していきます。まずは、第2条の基本理念についてです(図10)。全文は読み上げませんが、重要なキーワードを中心に申し上げますと、国家遺産は私たちの生活のルーツであると同時に、創意性の源泉でもあり、また、韓国国民だけの資産ではなく、人類全体の資産として認識されている点が強調されています。加えて、国家遺産の価値を大切に守り続けるとともに、その価値を未来の世代へ継承していくことが重要であるという内容が盛り込まれています。少々抽象的な内容ですので、具

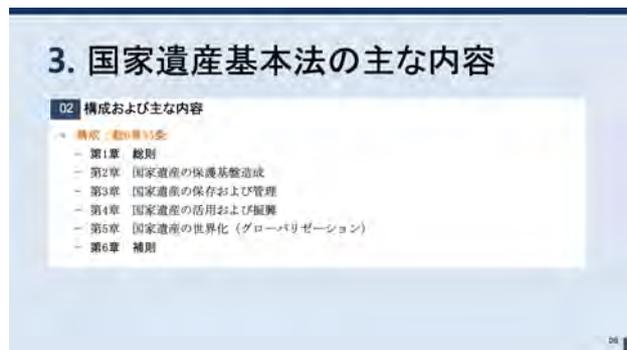


図8

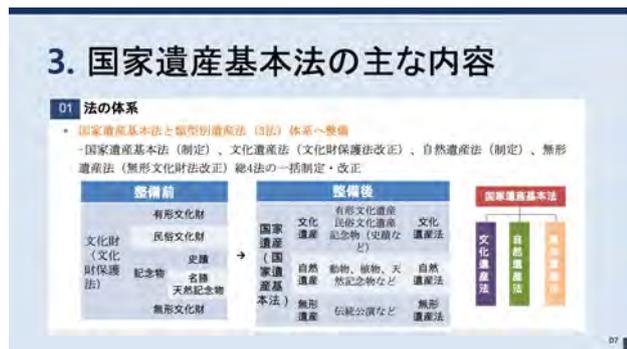


図7

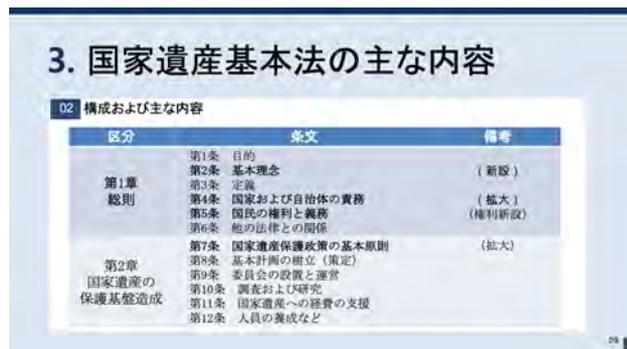


図9

体的な例を挙げて少し説明を加えますと、皆さまもご覧になったことがあるかもしれませんが、Netflixで『KPOPガールズ! デモン・ハンターズ』というアニメーションが公開されています。韓国ではそのアニメーションが大きな人気を集め、作品内で登場する伝統文化的な要素に関連したグッズを販売する博物館に行列ができるほどのブームとなっています。その作品を見ると、韓国の伝統的な空間や文化遺産的な要素が随所にちりばめられているのが分かります。例えば、韓服(ハンボク)、ソウルの宮殿や漢陽都城などの国家遺産が作品にそのまま登場する場面もありました。このような例から、現代社会で韓流を牽引するコンテンツの源泉がまさに国家遺産であることが分かります。先ほどの基本理念のところでも申し上げたように、国家遺産は創意性の源泉であるということがここに当てはまります。

次は、第3条の定義に関する条項です。先ほど申し上げたように、国家遺産という概念の中に文化遺産、自然遺産、無形遺産が含まれていることが明記され、それぞれが具体的に定義されています。国家遺産の概念には人為的または自然的に形成されたものをすべて含みます。文化遺産は文化の固有性や民族のアイデン

ティティを表す有形のものを指します。自然遺産は自然物または自然環境との相互作用によって形成されたものとされ、無形遺産は何世代にもわたって継承されてきた共同体や集団と歴史・環境の相互作用で生まれたものと定義されています。

第4条は国家と地方自治体の責務に関する内容で、先ほどご説明した通り、文化財保護法と比べて拡大された部分となっています(図11)。具体的には、自治体が管轄地域にある国家遺産の保存管理のために組織や部署、専門に人員を配置しなければならない、という内容です。この条項が設けられた理由を考えると、韓国にはソウル特別市と広域市、道などの広域自治体、その下に基礎自治体があり、基礎自治体にあるすべての国家遺産を地方自治体のレベルで適切に保存・管理・活用する必要があります。しかし、現在の人口減少の流れの中で地方消滅の危機に直面しており、国家遺産を管理する人員も不足していることが背景にあります。人口減少と地方消滅の問題は韓国だけの問題ではなく、先ほどの日本の発表の中でも言及されていたように、まさに私たちが直面している国際的な問題だと考えています。人口減少により、その地域にある国家遺産を保存・管理する人員が不足しているということは、非常に深刻な問題であると認識しています。

第5条は国民の権利と義務についてですが、これまで含まれていなかった権利の部分が今回新たに追加されました。その内容を見ると、国民は国家遺産について知る権利、訪れる権利、新しい価値を付加する権利、そして最後に自由に享受する権利が含まれています。

次は第7条「国家遺産保護の基本原則」についてです(図12)。ここに示している六つの原

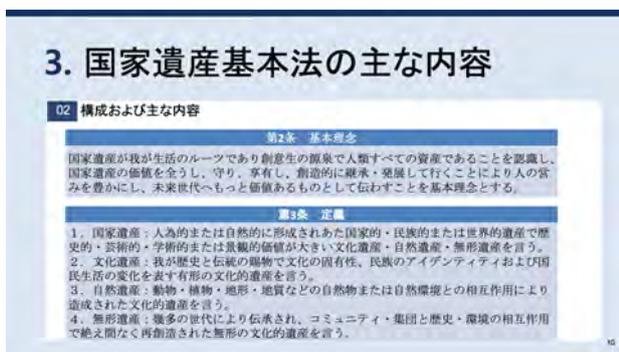


図10

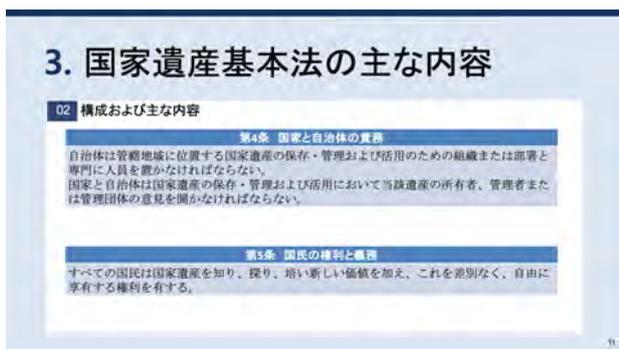


図11

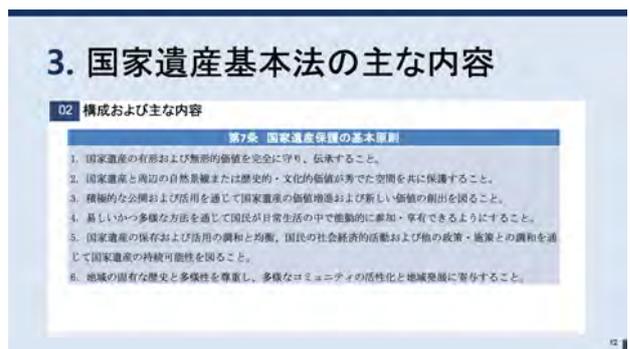


図12

則は、国家遺産庁が非常に重要視しているものであり、これらの原則を実行すべき主体は国と地方自治体です。第1項を見ると、国家遺産の有形・無形の価値を守り、継承するという内容です。従来の文化財保護法では「価値を守る」のではなく、「原型を維持する」ことを基本原則としていましたが、国家遺産ではその点が変わりました。第2項では、指定された国家遺産だけでなく、その周辺空間も保護すべきとあります。第3項は、国家遺産の公開と活用を通じて、その価値の増進と新たな価値の創出を行うと定めています。第4項は、国民が日常生活の中で参加し、国家遺産を享受できるようにする内容です。国家遺産の多くは地方にありますが、国民の関与なくして維持は困難であるということから、このような内容が入ったと理解していただければと思います。第5項では、国家遺産の保存と活用の両方が重要であるという内容と、また、社会経済的な活動、例えば開発事業や経済的効果を得るための各種政策との調和についても述べられています。最後の第6項では、地域の固有性と多様性を尊重し、地域発展に寄与する必要性についても言及しています。

次に、第3章と第4章ですが、こちらはもう

少し簡単に見ていきます(図13)。新設された条項である、第14条の包括的保護体系の整備、第22条の気候変動への対応、第23条の国家遺産福祉、そして第26条の広報、第27条の産業育成の部分を見ていきます。第14条の包括的保護体系とは、国家や自治体により指定された遺産だけではなく、未指定の遺産についても国家や地方自治体が保護する義務があるという内容です(図14)。第22条の気候変動への対応については、韓国でも気候変動による問題が徐々に深刻化しており、2025年の3月には大規模な山火事が発生し、また先日は台風による洪水の影響で国家遺産およびその周辺にも被害がありました。こうした状況を踏まえ、気候変動に対応する内容が法律に規定されたと理解していただければと思います。

次の第23条の国家遺産福祉の部分は、これまで繰り返しお話ししたように、国民が国家遺産を享受するための方法、例えば観覧、展示、教育、体験などの様々な享受プログラムが提供される必要があるとされています(図15)。また、社会的弱者層に対する必要な支援や施策も含まれています。第27条の産業育成については、先ほど国家遺産に関連するアニメーションの例を話しましたので、省略します。

区分	条文	備考	
第3章 国家遺産の 保存・管理	第13条	国家遺産の指定・登録	
	第14条	包括的保護体系の用意	(新設)
	第15条	歴史文化環境の保護	
	第16条	古都および歴史文化層の保存・育成	
	第17条	埋蔵遺産の発掘	
	第18条	国家遺産の修繕	
	第19条	国家遺産の売買など	
	第20条	資格の管理	
	第21条	災難の予防と対応	(新設)
	第22条	気候変動への対応	(新設)
第4章 国家遺産の 活用・振興	第23条	国民の国家遺産福祉増進	(新設)
	第24条	国家遺産情報の管理	
	第25条	国家遺産教育	
	第26条	国家遺産広報	(新設)
	第27条	産業の育成	(新設)

図13

区分	条文	備考	
第3章 国家遺産の 保存・管理	第13条	国家遺産の指定・登録	
	第14条	包括的保護体系の用意	(新設)
	第15条	歴史文化環境の保護	
	第16条	古都および歴史文化層の保存・育成	
	第17条	埋蔵遺産の発掘	
	第18条	国家遺産の修繕	
	第19条	国家遺産の売買など	
	第20条	資格の管理	
	第21条	災難の予防と対応	(新設)
	第22条	気候変動への対応	(新設)
第4章 国家遺産の 活用・振興	第23条	国民の国家遺産福祉の増進	(新設)
	第24条	国家遺産情報の管理	
	第25条	国家遺産教育	
	第26条	国家遺産広報	(新設)
	第27条	産業の育成	(新設)

図15

区分	条文	備考	
第3章 国家遺産の 保存・管理	第13条	国家遺産の指定・登録	
	第14条	包括的保護体系の用意	(新設)
	第15条	歴史文化環境の保護	
	第16条	古都および歴史文化層の保存・育成	
	第17条	埋蔵遺産の発掘	
	第18条	国家遺産の修繕	
	第19条	国家遺産の売買など	
	第20条	資格の管理	
	第21条	災難の予防と対応	(新設)
	第22条	気候変動への対応	(新設)
第4章 国家遺産の 活用・振興	第23条	国民の国家遺産福祉増進	(新設)
	第24条	国家遺産情報の管理	
	第25条	国家遺産教育	
	第26条	国家遺産広報	(新設)
	第27条	産業の育成	(新設)

図14

区分	条文	備考	
第3章 国家遺産の 保存・管理	第13条	国家遺産の指定・登録	
	第14条	包括的保護体系の用意	(新設)
	第15条	歴史文化環境の保護	
	第16条	古都および歴史文化層の保存・育成	
	第17条	埋蔵遺産の発掘	
	第18条	国家遺産の修繕	
	第19条	国家遺産の売買など	
	第20条	資格の管理	
	第21条	災難の予防と対応	(新設)
	第22条	気候変動への対応	(新設)
第4章 国家遺産の 活用・振興	第23条	国民の国家遺産福祉の増進	(新設)
	第24条	国家遺産情報の管理	
	第25条	国家遺産教育	
	第26条	国家遺産広報	(新設)
	第27条	産業の育成	(新設)

図16

第5章は国家遺産の国際化に関する内容ですが、こちらの内容は後ほどパク・ヒョンビン課長から報告されますので、ここでは省略いたします(図16)。ただし、補則の部分に新設された条項として「国家遺産の日」に関する内容が含まれていることだけお伝えします。12月9日が「国家遺産の日」として指定されています。これは、韓国の遺産が初めてユネスコの世界遺産に登録された日が1995年12月9日であったことから、その象徴的な意味を込めて記念日として定めたものです。

次の内容は長く説明する必要はありませんが、ご覧の通り、左端に以前の区分があり、国家遺産基本法およびその他の関連法によってどのように体系が変更されたのか、そして右端

にはその根拠となる法律が整理されています(図17)。詳しい説明は省略します。

国家遺産体制に移行するにあたって、法令のみを改正すればよかったわけではなく、それに伴う後続措置が必要になりました(図18)。施行令や施行規則、自治体の条例の改正をはじめ、関連ホームページやポータルサイトの整備、教科書の改訂、案内板や道路標識の変更などが含まれます。

次に、国家遺産体制に改編された後の私たちの組織体制についてです。まず、組織改編以前では、文化財庁長の下に大きく政策局、保存局、活用局に区分されていました(図19)。今回、国家遺産庁に改編された際、従来の保存と活用で区分されていた組織が、文化遺産局、自然遺産局、無形遺産局に再編成されました(図20)。また2024年の12月末にも再度改編が実施されました。その際、文化遺産局のもとに「歴史遺跡政策官」というポストが新設され、文化遺産局がより細分化されました。文化遺産局では点単位の遺産を管理し、この歴史遺跡政策官では面単位の遺産を管理しています。課題を簡単に述べますと、国家遺産庁だけでなく、農林部や海水部など各部処でもそれぞれ「遺産」という概念を導入しており、それに対して国家遺

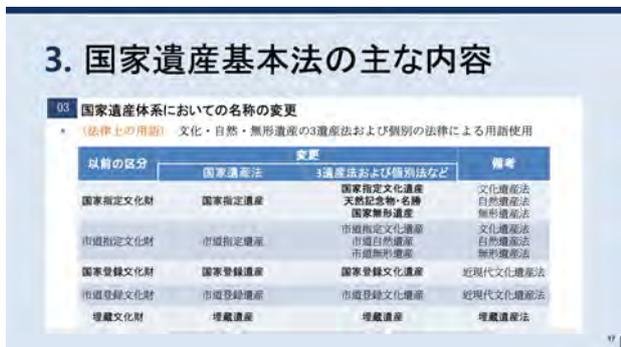


図17



図18



図20



図19



図21

産庁としても、より総合的に「遺産」という概念を調整・体系化していく必要があります(図22)。

最後に、こちらのスライドはこれまでの内容をすべてまとめたものですので、上の行だけ読んで終わりにいたします(図23)。「国家遺産は過去の遺物ではなく、韓国の未来資産である」ということが重要です。ありがとうございました(図24)。



図22



図23



図24

国家遺産庁の国際交流協力の現況と課題

パク・ヒョンビン

国家遺産庁遺産政策局国外遺産協力課 課長



1998年、ソウル大学考古美術史学科卒業（学士）。同年、当時の文化財管理局国立文化財研究所学芸研究士。2005年、同大学より美術史修士号を取得。1999年から2002年まで国立文化財研究所と日本奈良国立文化財研究所の交流協力を担当。2007年から2012年まで国立文化財研究所の国際交流総括業務を担当し、2012年から2014年まで日本奈良国立文化財研究所の客員研究員。2016年から2020年まで文化財庁のユネスコ無形文化遺産および国際機関への支援を担当し、2024年5月から国外遺産協力課長。国際協力課改め国外遺産協力課は国家遺産庁の国際交流協力を総括し、国際開発協力（ODA）、国外に所在する韓国の文化遺産の保存・管理などを担当業務としている。

先ほどご紹介いただきました、パク・ヒョンビンと申します。よろしくお願いいたします。本日の私の発表の主題は国家遺産庁の国際交流協力の現況と課題になります（図1）。国家遺産庁（旧文化財庁）の両国間交流協力、多国間交流協力、国際交流協力がどのような方向に向かっていくか、そして今後の課題に関して説明します（図2）。

これは背景になりますが、1961年に文化教育部の文化保存課と旧皇室財産事務総局が合併し、文化財管理局が設置され、1998年まで存続しました（図3）。管理局というものは政府の外局であったため、専門的な業務を担当していても代表者にはなれず、外国との協約の締結や文化財の指定なども、すべて文化教育部の長官（日本の大臣に相当）の名で行われていました。

1998年、文化財管理局から文化財庁になった年ですが、その少々先に中国の国家文物局と「韓中文化財交流合議書」を結び、これが初めての両国間交流協力となりました（図4）。代表団の交流が主な内容で、有効期限は5年と定められていました。その後、2003年には日本の文化庁と「韓日文化財交流協力」が行われました（図5）。これは協約や約定ではなく、署名

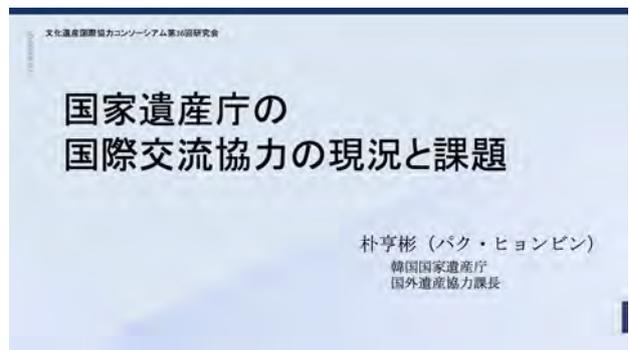


図1



図2

は行われていたものの、協議議事録という形で取り交わされていました。具体的には、専門家や行政官の人的交流、有形・無形文化財の交流協力、国際機関における共同協力などを行うようになりました。これを受けて、2004年には建造物分野において、韓日建造物文化財保存協力会議が初めて開催されました。現在に至るまで、コロナ禍の期間を除き継続的に開催されています。それ以外にも、2012年から2014年まで埋蔵文化遺産に関して業務協議が進められました。同じく2004年には、モンゴルと「韓国・モンゴル自然遺産交流約定」が結ばれました(図6)。これは元々共同発掘調査のために締結されたものですが、2006年には「文化遺産分野交流協力了解覚書」へと拡大され、

その内容には無形文化遺産の保存、文化遺産の調査研究、世界遺産および博物館分野での定期的な人的交流などが含まれました。2005年には、中国と「韓中文化財交流合議書」を再締結しました(図7)。1998年に締結された合議書の有効期限が5年で切れていたため、新たに締結する形となりましたが、1998年の合議書の内容に加え、人的交流の強化、学術交流および研究資料の交換の拡大、その他の協力事業が追加されました。これにより、日本、中国、モンゴルといった北東アジアとの両国間交流協力の体制が構築されたといえます。

2006年には、ベトナムの文化広報部と「文化遺産分野交流協力約定」を締結しました(図8)。内容には、文化遺産保存制度や政策の樹

1. 始めに

1961年、文化教育部の文化保存課と旧皇室財産事務総局を合併し、文化教育部の外局として“文化財管理局”設置

文化教育部：現在は文化体育観光部と教育部
旧皇室財産事務総局：宮殿、王陵など大韓帝国の皇室(朝鮮王室)の財産管理事務を担当

- ▶ 文化財管理局は外局として“文化財管理”という独立の事務を担当していたが、対外協約、約定などは文化部長官(大臣)が締結
- ▶ 文化財管理局は1998年、文化財庁へ昇格

図3

2. 国家遺産庁の両国間交流協力

02 両国間国際交流協力の初期

- ⇒ 2004年3月 <韓国-モンゴル自然遺産交流約定>
韓国文化財庁とモンゴル森林自然水資源庁
自然遺産の共同学術調査
- 2006年11月 <文化遺産分野交流協力了解覚書>へ拡大
韓国文化財庁とモンゴル教育文化科学部
無形文化遺産の保存、文化遺産の調査研究、世界遺産および博物館分野での定期的な人的交流と共同事業など

図6

2. 国家遺産庁の両国間交流協力

01 両国間交流の始まり

- ⇒ 最初の両国間交流協力
1998年、<韓-中文化財交流合議書>
-韓国文化財庁と中国国家文物局が締結
-有効期限は5年
-代表団の交流など交流協力

図4

2. 国家遺産庁の両国間交流協力

02 両国間国際交流協力の初期

- ⇒ 2005年、中国と<韓-中文化財交流合議書>再締結
1998年締結、2003年期限切れ
韓国文化財庁と中国国家文物局
人的交流の強化、学術交流および研究資料の交換拡大、その他協力事業
代表団の交流(年1回、4-5名)
東北アジアとの両国間交流体制構築

図7

2. 国家遺産庁の両国間交流協力

02 両国間国際交流協力の初期

- ⇒ 2003年(日本)
- ⇒ 2003年<韓-日文化財交流協力>
協約や約定ではなく、MoU(協議議事録)
韓国文化財庁と日本文化庁
- ⇒ 専門家、行政官の人的交流、有形・無形文化財の交流協力、国際機関における共同協力
- ⇒ 2004年、建造物分野において1回韓-日建造物文化財保存協力会議の開催に合意
日本文化庁とは2012年から2014年まで埋蔵文化遺産に関する業務協議を進行
(文化財庁発掘制度課-文化庁記念物課)

図5

2. 国家遺産庁の両国間交流協力

02 両国間国際交流協力の拡大

両国間交流の増加と分野の拡大

- ⇒ 2006年5月、ベトナム文化広報部と<文化遺産分野交流協力約定>締結
文化遺産保存制度、政策の樹立と運営に関する経験と成果の共有
両国間協力強化、共同研究の推進、人類共同遺産の持続可能な保護体系構築
無形文化遺産の伝承および活用、建造物保存管理、王京遺跡の共同発掘、世界遺産の管理、博物館分野などの交流推進

図8

立・運営に関する経験と成果の共有、王宮遺跡の共同発掘、世界遺産の管理などが含まれていました。2009年には、オーストラリアと「文化遺産分野交流約定」を締結しました(図9)。特徴として、無形文化遺産、文化遺産の公演に関する共同活動などが含まれていました。2018年には、メキシコの文化庁と「文化遺産保存および管理分野技術協力に関する了解覚書」を締結しました(図10)。2024年には、トルコの文化観光部と「文化遺産分野交流・学術協力のための了解覚書」を締結し、国立文化遺産研究院による韓国・トルコ共同発掘調査に発展しており、恐らく2025年9月から調査が始まっています。少し前後しますが、2011年には、ラオスと「韓国・ラオス文化遺産分野協力了解覚書」を締結し、世界遺産保存管理制度や観光資源化情報、人的交流といった内容が含まれており、後に公的開発援助(ODA)へと発展していきます(図11)。

韓国では、ODA事業を近年では「国際開発協力」と訳しますが、元々は「公的開発援助」と呼ばれていました(図12)。2025年度、国家遺産庁ではラオス、ウズベキスタン、パキスタン、エジプト、キルギス、カンボジアの6カ国を対象に七つの事業が進行中で、総予算は約13億

円となっています。先ほど述べた通り、2011年にラオスと覚書を結び、2012年にワット・プーの保存計画を策定し、2013年には新たに「チャンパサック県の文化的景観にあるワット・プーと関連古代遺産群の保存に関する覚書」を締結して、ラオスを対象としたODA事業が始まりました。2019年には、ウズベキスタンの文化庁と「文化遺産分野交流協力了解覚書」を締結すると同時に、ウズベキスタン科学アカデミーとも同様の覚書を締結しました(図13)。これを契機に、ウズベキスタンでもODA事業が始められ、無形遺産の保護や能力向上事業などが行われていました。2021年には、パキスタンの文化遺産庁と「文化遺産分野交流協力了解覚書」を締結しました(図14)。有形・

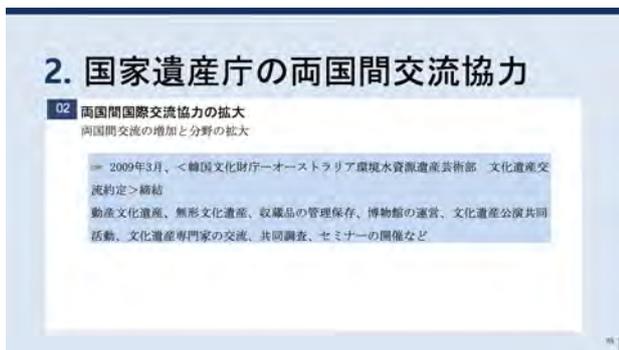


図9

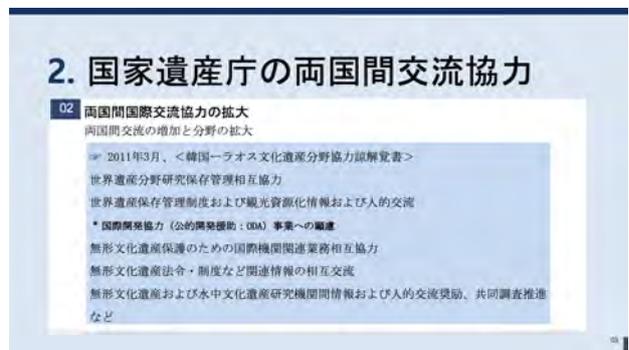


図11

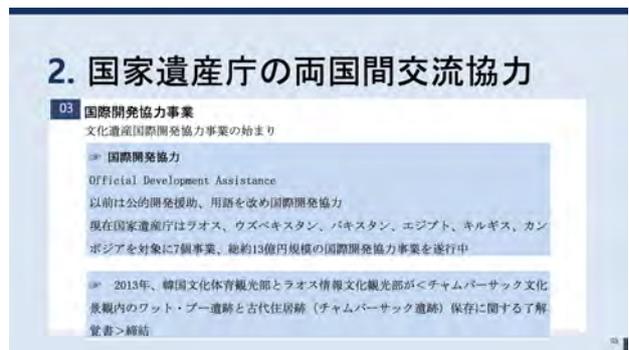


図12

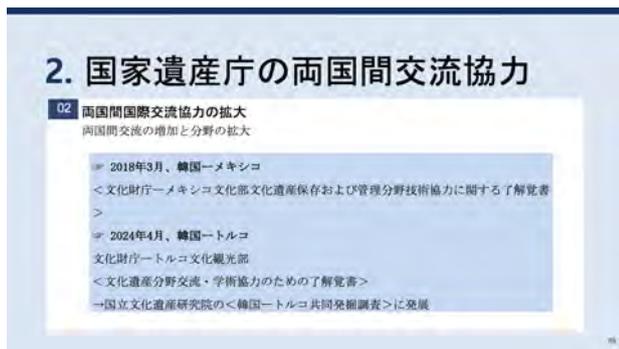


図10

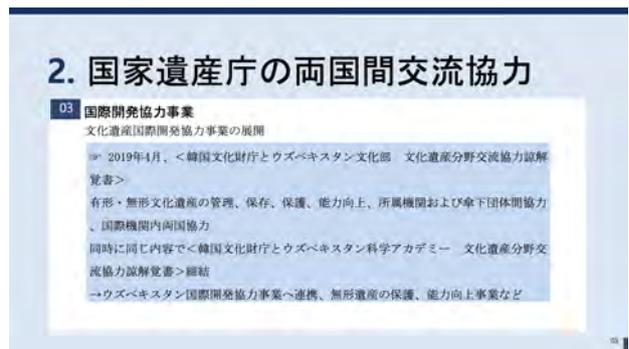


図13

無形遺産の保存・保護や、両分野での能力向上などを実施し、これが現在のパキスタンにおけるODA事業へと発展して、ガンダーラ遺産情報のデジタル化および管理センターの構築を支援しています。2022年には、エジプトの考古最高評議会と覚書を締結しました(図15)。内容には、考古学および博物館の能力向上や世界遺産に関する協力が含まれており、現在進行中のODA事業として、ルクソールのラメセス2世葬祭殿の復原や博物館遺物のデジタル化などが実施されています。同じく2022年には、ウズベキスタンと再び覚書を締結しました(図16)。2019年の覚書では無形文化遺産に関する支援が中心でしたが、今回はサマルカンド周辺の遺跡の整備や、保存・管理能力向上を目的

とした事業が行われています。また2023年には、キルギス共和国と覚書を締結し、伝統工芸品の振興政策の策定や商品開発、マーケティング支援などを行っています(図17)。今年(2024)の4月には、ペルーの文化庁とマチュピチュに関する覚書を締結し、来年よりマチュピチュの安全管理計画や能力向上を目的としたODA事業を開始する予定です(図18)。

次に、多国間交流協力についてです。2013年10月、韓国、ギリシャ、トルコ、中国の四か国で「文化財返還了解覚書」を締結し、2013年から2016年まで毎年専門家会議が開催されました(図19)。

ここからは、国家遺産庁の国際機関への支援と協力についてです。韓国では、国際機関との

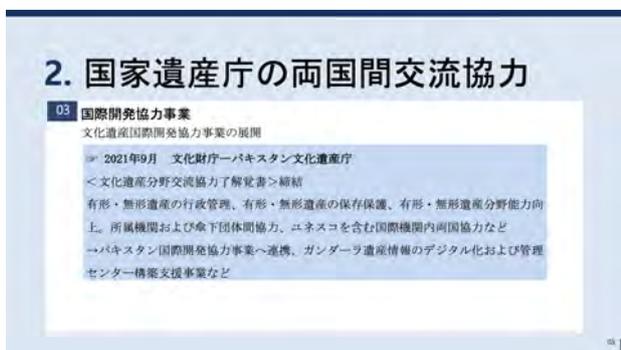


図14



図17



図15



図18

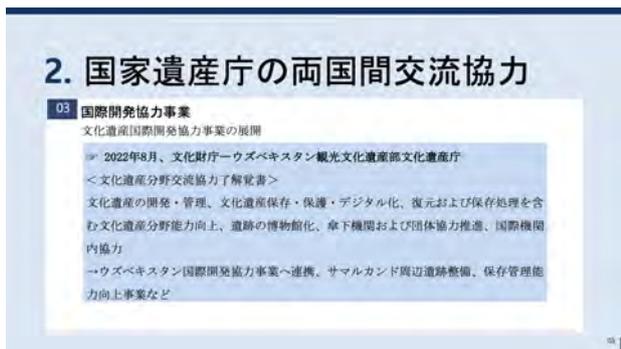


図16



図19

交流協力も多国間協力とみなしています。文化財保存修復研究国際センター (ICCROM) には、韓国は1968年に加盟し、2012年から信託基金を運営しています (図20)。現在は、アジア圏文化遺産保存研修である「CollAsia」や、世界遺産リーダーシッププログラムを支援しています。ちなみに、日本は2000年から信託基金を運営しています。

ユネスコには韓国は1950年に加盟し、文化関連の条約については、現在四つの条約に加盟しています (図21)。1970年の文化財不法輸出入等禁止条約には1983年に、1972年の世界遺産条約には1988年に、2003年の無形文化遺産条約には2005年に、2005年の文化多様性条約には2010年に、それぞれ加盟しています。一方、2001年の水中文化遺産条約には未加盟です。文化財不法輸出入については国外遺産協力課が、世界遺産と無形遺産については世界遺産政策課が、文化多様性については文化部が担当しています。

先ほど日本の発表でも触れられていましたが、韓国でもユネスコのカテゴリー 2センターを運営しており、合計七つのセンターのうち、三つが文化遺産関連のセンターです (図22)。まず初めに、無形文化遺産分野において、2011年にユネスコアジア・太平洋無形文化遺産情報・ネットワークセンター (ICHCAP) が、日本のアジア太平洋無形文化遺産研究センター (IRCI) および中国のアジア太平洋無形文化遺産国際研修センター (CRIHAP) と同時に設立されました。世界遺産分野では、ユネスコ世界遺産国際解釈説明センター (WHIPIC) が2023年に設立されており、記録遺産分野では、ユネスコ国際記録遺産センター (ICDH) が2020年に設立されています。

これまでに説明した通り、国家遺産庁の国際交流協力の方向性は、2011年のラオスとの覚書をきっかけとして、国際開発協力へと大きくシフトしています (図23)。この動きは政府の方針とも重なるため、今後は長期的にさらに拡大していくことが見込まれます。その事業規模の拡大に加えて、これまでアジア圏を中心に支援を行ってきましたが、今後は南米やアフリカなどにも地域的に拡大していくと思われます。一方で、伝統的な両国間交流については、1990年代後半や2000年代初頭にかけて、人的交流を通じた政策の経験や研究情報の交換が行われていましたが、近年では情報公開の進展やネットによる情報入手が容易になったことにより、その実効性は低下しているのではないかと考えられます。

国家遺産庁の国際交流協力における今後の課題については、急速に拡大した国際開発協力事業の成果管理や、今後の方向性の検討、そして両国間交流協力をどのように位置づけるかを考える必要があります (図24)。情報交換の実効性が低下しているのであれば、国際開発協力事業を通じた協力の拡充を図るとともに、現在各国で同様に進行している環境変化に伴う文化遺産保護政策の転換について、共同調査や対応策の模索といった新たな協力の形も検討すべきだと考えます。以上で発表を終わらせていただきます (図25)。

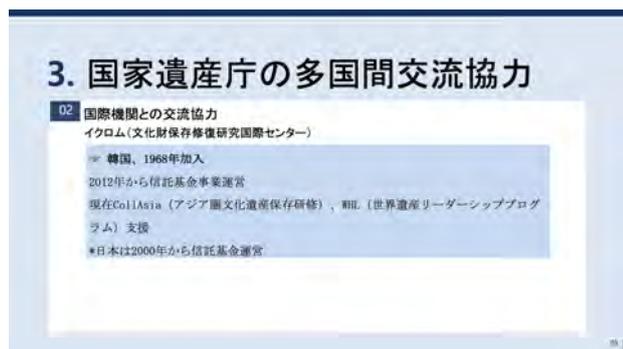


図20

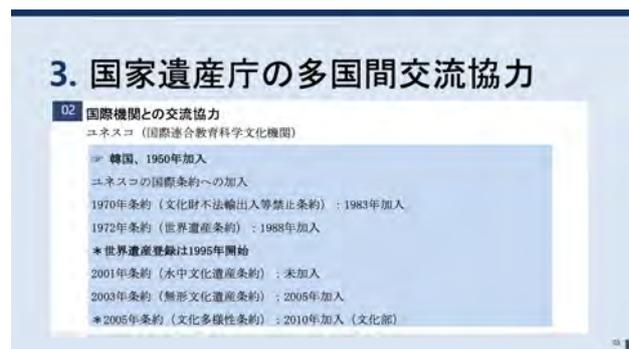


図21

3. 国家遺産庁の多国間交流協力

02 国際機関との交流協力
 ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）

- ユネスコカテゴリ 2 センター
- 無形文化遺産
- ユネスコアジア・太平洋無形文化遺産情報・ネットワークセンター（ICICAP）
2009年設立協定締結、2011年設立
- 日本のIRCI（研究）、中国のCRHAP（訓練）と同時設立
- 世界文化遺産
- ユネスコ世界遺産国際解釈説明センター（WHPTC）
2022年設立協定締結、2023年設立
- 記録遺産のユネスコ国際記録遺産センター（ICDH）は国家記録院管轄

図 22

5. 以後の課題

- 国際開発協力事業の成果管理
国際開発協力事業の急速な拡大に伴い、その遂行システムの見直しが必要
関連法令の改訂など検討
拡大した第1期事業の終了を迎え、終了以後の方向も検討すべき
- 両国間交流協力の在り方
情報、人員の交流、相手国の制度の参考などが今後も有効なのか
国際開発協力事業の協力
同じ環境の変化を迎え、文化遺産政策のあるべき姿への共同調査
文化遺産活用への取り組みなど

図 24

4. 国家遺産庁の国際交流協力方向

01 両国間交流協力の变化

国際開発協力の拡大

- ⇒ 2011年をきっかけとして、国家遺産庁の両国間交流は国際開発協力の拡大へとシフト
国際開発協力の拡大は政府の方針でもあり、長期的には拡大の方向へ
アジア圏だけでなく、南米、アフリカなど地域的にも拡大
伝統的両国間交流は2010年代から停滞、コロナ事態も影響

伝統的両国間交流の実効性低下

過去の両国間交流は他国の制度、政策などの調査、交流が目的
情報開放、ネットの拡散などにより、情報の交流が簡単

図 23

ご清聴ありがとうございました

!

図 25

パネルディスカッション

モデレーター：



海野 聡 (うんの さとし) 東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 准教授

1983年、千葉県生まれ。東京大学大学院工学系研究科建築学専攻准教授、博士(工学)。専門は日本建築史・東アジア建築史・文化財保存。2009年、東京大学大学院工学系研究科建築学専攻博士課程中退。奈良文化財研究所を経て、現職。平城宮第一次大極殿の発掘調査・復元をはじめとする埋蔵文化財と薬師寺東塔などの建造物修理の両方に携わる。著書に『古建築を復元する——過去と現在の架け橋』(2017年、吉川弘文館)、『奈良で学ぶ寺院建築入門』(2022年、集英社新書)、『森と木と建築の日本史』(2022年、岩波新書)、『日本建築史講義——木造建築がひもとく技術と社会』(2022年、学芸出版社)、『古建築を受け継ぐメンテナンスから見る日本建築史』(2024年、岩波書店)など。

コメンテーター：



八並 廉 (やつなみ れん) 九州大学法学研究院国際関係法学部門 准教授

福岡県出身。2007年九州大学21世紀プログラム卒業後、2012年九州大学大学院法学府博士後期課程LL.D.プログラム修了。その後、東京大学大学院総合文化研究科日本学術振興会特別研究員PD、そして、香川大学人文社会科学系法学部准教授を経て、2017年九州大学大学院法学研究院准教授に就任、現在に至る。論文に“A Consideration on Digital Information of Cultural Heritage for Authenticity Management”, The Gdańsk Journal of East Asian Studies, No.25 (special issue: Cultural Heritage Law and Protection in Asia), 2024等。

パネリスト：

塩川 達大、杜 暁帆、ベク・ヒョンミン、パク・ヒョンビン、



友田 正彦 (ともだ まさひこ)

文化遺産国際協力コンソーシアム事務局長 / 東京文化財研究所 副所長

1990年早稲田大学大学院理工学研究科建設工学専攻修了。一級建築士、技術士(建設部門)。専門は建築史および文化遺産保存。1994年より日本国政府アンコール遺跡救済チームの現地所長としてバイヨン寺院北経蔵修復等に従事した後、国内外の考古・建築遺産保存整備事業に関する計画策定・設計・監理等を数多く手掛ける。2008年より東京文化財研究所にて文化遺産国際協力事業を担当。インドネシア、ベトナム、カンボジア、タイ、ミャンマー、ブータン、ネパールほかにて調査研究、保存修復支援、人材育成等に携わってきた。2022年カンボジア王国サハメトレイ勲章受章。著書に「大陸部東南アジアの古代木造建築を考える」(共著、2025年、鹿島出版会)など。

海野 ただいまご紹介に預かりました、東京大学の海野です。65分と非常に短い時間ですが、ディスカッションを進めさせていただきます。まずは、各国より4人の先生方、どうもありがとうございました。はじめに、コメンテーターの八並さんより、法律家の立場から、それぞれの発表に対するコメントをいただければと思います。

八並 皆さん、こんにちは。九州大学の八並と申します。本日は貴重なご講演を聞かせていただきまして、ありがとうございました。色々な点が気になりましたが、まずは出発点として、本日のテーマであります、近年の各国の法改正のあり方について一言コメントしたいと思います。法改正のあり方という面で見ると、本日のご講演を聞いて、それぞれの国に特徴があったように思われました。最初にご報告があった日本の法改正については、その時の社会課題や政策に合わせて、かなり細かくアップデートを繰り返している、それによって着実に社会課題に対応するということに特徴があったかと思いました。近年の例で言うと、例えば無形文化遺産の保護に関する条約に対する日本の政策を反映する形で、文化芸術基本法の中に食文化というものが書き込まれるとか、そういったレベルから丁寧に社会課題を拾っていくというところに特徴があったように思いました。それに対して、中国の法改正については、まず一つは、1900年代の序盤から既に文物保護法に該当するようなものが現れるということで、非常に歴史が長いといえます。それゆえに、法改正の流れをお伺いすると、かなりメリハリの利いたもので、細かいアップデートをする部分もあれば、定期的かつ段階的にモデルチェンジするような動きが観察できることが勉強になりました。それに対して、韓国については、62年ぶりの大改正ということもありまして、かなり思いきった大変革をされたということで、一つのモデルケースとしても、今後、非常に注目を集めることが予想されます

そのような法改正の動きについての特徴だけではなく、内容についても一言申し上げたいと思います。最後に言及した韓国のモデルについてなんですが、大きな特徴として、国際的

な制度との整合性をかなり意識されたというところに面白さがあると思います。例えば、韓国が従前に採用していた文化財保護法のカテゴリーは、今の日本のカテゴリーと類似していますし、また中国でも文物保護単位という、ある意味では行政の管轄をかなり意識したような分類も採用されているということもあり、それらと対比して、韓国の今回の改正は非常に面白いと思いました。

それに関連して、少し法学的な視点から特徴を言うとなると、法には法の透明化という課題があります。これはどういうものかということ、ある法がトランスペアレンシー (Transparency)、すなわち透明度を確保しているというのは、いわば私たちの国の法律が、外国の当局であるとか、外国の人たちから見た時にどれだけ分かりやすいかという問題です。これは結構難しい課題でして、法律というのは言葉で書いてありますから、翻訳すれば一応読めますが、当然法律は作る時にどのような法律を作ると良いかという立法論だけでは不十分であり、それを実際に使う、例えば、ある規定を根拠に行政の判断が積み重ねられるとか、裁判所の判断が積み重ねられるということをもって、徐々にどのような内容の法律であるということが成熟していくという側面があります。そのため、今回ご報告にあったようなアジア圏の法律については、どれくらい諸外国に対して分かりやすさを確保しているかというのは非常に大きな課題です。そういう中で、韓国が今回の法改正の際に、ユネスコが採用しているような言葉を意識して法律を作られたというのは、一つのアドバンテージになっているのではないかと、一つ一つの観察です。国際条約というものも、多くの国が話し合い、ある意味妥協して作っている部分もありますので、それが普遍的な制度として唯一解であるかということ、当然そのようなことはないですが、しかし法の透明化という課題のような一般的な話から見ると、例えば韓国から何か申請を出す際にも、かなり分かりやすい形で説明がつくといったこともあると思います。また本日も話題になっている国際協力の文脈からも、例えば韓国の側からこういうモデルを持っていますという形で法整備支援をする際に、世界遺産条約は190を超

える国が加盟している多国間の条約ということでインパクトも大きいですから、分かりやすい言葉で法整備支援していけるといったようなアドバテージを今後持ち得るということを観察しました。その他の点については、また後ほど申し上げたいと思います。



海野 恐らく文化遺産は国際的な規範という問題と多様性という非常に難しい問題を抱えている中で、今ご説明をいただいたようなところも一つの大事な話になってくるかと思えます。もう一方、友田さんがここから参加されておまして、色々な場所で国際協力の実務等に従事されていますので、そちらの立場からもコメントいただければと思います。

友田 私は東京文化財研究所の人間ですが、文化遺産国際協力コンソーシアムでは事務局長ということで主催者側でもありますので、まず本日ご講演いただいた方々、モデレーター、コメンテーターの先生方にお礼を申し上げたいと思います。本日の主題は日中韓の文化遺産政策ということで、当然その政策の中には国際協力も含まれていますが、制度の比較という趣旨からすると少々付け足しのように感じられた方もいらっしゃるかもしれません。ただ、コンソーシアムの主催行事としてはこのテーマを外すわけにいかず、ということで私がパネルディスカッションに加わらせていただいております。このディスカッション内では、時間の制約から国際協力についてあまり取り上げられないかもしれませんので、本日お話しいただいた内容と私の経験を踏まえて、コメントさせていただきます。

私は、東南アジアをはじめとして色々な国で文化遺産国際協力に従事してきましたが、この仕事を始めたきっかけは30年余り前のカンボジアでした。率直に言えば、その頃に比べてこの分野での日本のプレゼンスはかなり低下してきているというのが実感です。当時は1990年代で、世界遺産条約に日本が加盟したり、あるいは文化を通じた外交ということで、政府をあげてそのような分野に力が入っていた時期でした。ちょうどバブルが弾けるぐらいのタイミングでしたが、あるところまでは社会に勢いがあった、国民にもかなり精神的な余裕がありました。そういう意味では、やはり衣食が足りていないと文化が重要であるとはなかなか思ってもらえない、そんなジレンマのようなものを感じるところがあります。

もう何年前ですが、私が日本イコモスの理事をやっていた頃に、ソウルで行われた東アジアのイコモスの会議に参加したことがあります。その時に日中韓三か国におけるイコモスのあり方を話している中で、お互いに随分違うという話をした覚えがあります。日本の場合は国とはある程度距離をおいて、是々非々で、場合によっては国の政策に対して異を唱えることも意識しながら活動しているわけですが、中国の場合はより国の政策と一体化して動いている。特に世界遺産関係についてはそのような傾向が見られ、韓国はその中間というような印象でした。本日のお話を伺っていても、国の施策の中で文化遺産国際協力が戦略的に位置づけられているという面が、中国や韓国ではかなり強く出ていると感じました。中国では、最近では若干状況が変わりつつあるというお話もありましたが、例えば経済産業省のようところが協力事業を仕切っているということは、特に経済的な面での国同士の関係作りなどと連携して行われているのだろうと思います。このように、文化遺産分野での国際協力がどのような意義を持つのかという文脈では、文化外交、すなわち文化だけでなく外交のツールとして、文化遺産が位置づけられているという性格は否めないと思います。そういうことがなければなかなか予算がつかないというのは、正直なところでは、ただ、それだけでなく、やはり国際社会の中での国の立ち位置というか、国際

的に敬意を払われるような国になるためにも貢献していかななくてはならないという部分もあると思います。先ほど塩川さんの講演の中でウクライナの話がありましたが、そういった部分で、声高にではなくても活動していくことは色々な意味で重要だと思いますし、それを通じて国際的な相互理解を促進していくことを、国益という直接的な利害を超えて、やっていかなくてはならないと思っています。

我々、研究者あるいは実務家としては、海外との協力は、これまでに国内で蓄積してきた文化財保護のノウハウを活用・共有する場として重要だと考えているわけですが、国内だけでなく海外でも仕事をするにはさらに、日本にないような文化財を扱う、あるいは異なる社会環境の中での文化遺産保護・活用のあり方を考える上でも、非常に重要な機会を与えていると考えています。先ほどパクさんのお話の中でも支援から協力へ、あるいは中国の杜さんからも、以前は支援を受ける立場であったところから支援をする立場になり、さらに相互の協力へとといった方向性で展開しているというお話がありました。まさに本日のテーマでありませんが、地球規模で様々な社会課題がある中で、文化財の保護というのもそれに合わせてアップデートしていく必要があると思います。そういった共通課題の解決に向けた努力の中で、知恵を持ち寄って、あるいはこうした議論の場を通じて協働していくことにより、より良いあり方を見い出していくことが非常に重要になると思います。

最後に、自分が現場で活動している中で、特にカンボジアなどでは、韓国が非常にお金を持っていて大規模に活動している様子をとて羨ましく見ているのですが、例えば、試料の分析をするにあたって韓国隊が持っているラボをお借りするといった協力関係が現場レベルでは既にあります。今後も色々な場所で、日中韓の各国が一緒に、あるいは同じ場所で仕事をする場面はますます増えてくると思いますので、そこでより良い協力関係を築き合うことによって、協力対象国に対してもより良い形で協力していけるようになれば、素晴らしいと思っています。



海野 自国のものに関しても、外のところを知ることによって、もう一回見直す機会になるということもあると思いますし、それぞれの国が外に出ていった時に自国の立ち位置というものにも影響されつつ、その国に対して支援・調査をしていくという側面が少なからずあると思います。

これからディスカッションに具体的に入っていくにあたって、まずはその前提となるところを一回整理した方がいいかなと考えております。特に、日中韓の三国で、文化財、文物、文化遺産と呼称が違っていたりですとか、あるいは法律の理念的な問題というところが根源的に異なっています。そもそも歴史の大きな流れから違ってきます。そういったところも踏まえつつ、この点について、ベクさんから順にお伺いしたいと思います。ベクさんは、発表の中でも既に少しお話をされており、再度とはなりますが、そもそもの法律的な理念の問題とその呼称に関するところについて、簡潔にお話しいただけますでしょうか。

ベク 基本理念については、国家遺産基本法の第2条にて、国家遺産が私たちの生活のルーツであると同時に、創意性の源泉であると宣言しています。また、それは韓国国民だけの資産ではなく、人類全体の資産であるということを認識すると同時に、国家遺産の価値を大切に守り、その価値を国民が享受できるようにすることも述べられています。そして、その価値を創造的に継承・発展させて、私たちの生活の中に活かし、さらに未来の世代へとより豊かに伝えていくということが基本理念となります。



パク 付け加えると、ベク事務官の発表内でも説明があった通り、旧文化財保護法では原型の維持が原則でしたが、国家遺産基本法では、価値に焦点を変えて、価値をさらに豊かにして未来へと伝えるという風に法律内に基本理念として書かれていることが特徴となります。

海野 韓国の状況について、やはり世界遺産条約にならって、「人類」という言葉や原型保存から広げていくという姿勢、また未来思考という、すごく示唆に富むお話であったかと思えます。中国はいかがでしょうか。

杜 中国におけるそのような表現について、先ほどの発表時には十分に説明できませんでした。「文物」という言葉自体は唐代から存在しています。しかし当時の「文物」は現在のような意味ではなく、宋代になると現代的な意味合いを帯びるようになりました。また、中国では韓国と同様に、1985年ごろの世界遺産条約加盟を契機として、「文化遺産」という言葉が国内で少しずつ使われるようになりました。さらに、2005年には初めて「文化遺産の日」が制定され、現在では「文化と自然遺産の日」と呼ばれています。「文物」と「文化遺産」は同じ概念なのか、それとも異なるのかという議論は、学術的にも法的にも未だ明確に結論が出ていません。中国では毎年2～3月ごろに全国人民代表大会（通称・全人代）が開かれ、政府として重要な政策をまとめた報告書を発表しますが、その報告書で用いられる表現も、この15年間のうち2年間を除いて毎年変化しています。文物、文化遺産、無形文化遺産、考古学など、年ごとに用語が異なります。これは、おそ

らく管理者も中国の指導部も、文物、文化遺産、無形文化遺産の相互関係を明確に区別できていないためだと思われます。

先ほど思い出したのですが、十数年前、稲葉信子先生が当時筑波大学にいらっしゃった頃、中国・清華大学の呂舟先生と講演された後、私のところにもお越しになりました。その際、日中韓で「アジア遺産」という制度を創設するかどうか検討したことがあります。これは「日本遺産」の制度ができる前の話です。しかし、その議論はまとまらず、結果として日本遺産が先に創設されました。さらに2016年には、稲葉先生を上海にお招きして日本遺産についてご講演いただいた際、中国の多くの関係者が非常に羨ましく感じている様子が印象的でした。日本遺産という言葉は、従来の文化財だけでは包括しきれない概念を、点・線・面の観点から整理して理解できるようにしたものであり、その意味でも非常に重要な概念だと考えています。しかし、中国ではこの点がまだ解決されていません。最大の問題は、遺産の種類ごとに所管部署が異なることです。有形の文化遺産は国家文物局、無形文化遺産は文化観光部、自然遺産および複合遺産は国家林業草原局が管轄しています。そのため、国家文物局は文物に関する法律しか制定できない状況が続いており、大変残念に思っています。



海野 おそらく言葉がそれだけ変化し続けているため、概念規定が難しい一方で、文物という、法律的に定まっているところの概念はかなり強固になっているところかと思えます。これを受けて、日本の状況というのはいかがでしょう。

塩川 日本においても、政府の言葉あるいは法律、予算の中で、実は文化財という言葉と単独で文化という言葉、それから文化遺産という言葉が結構色々な場面で使われていると思います。大きいイメージで言うと、国際社会のことを念頭において、とりわけ経済的価値といったものを大きく超えるものを指すときには、遺産という言葉を使う傾向があるかと思っています。その上で、日本国内における文化財という言葉については、二つ特徴があるかと思っています。一つ目は、文化財という言葉が文化財保護法ができてからもう70年余経ち、結構人口に膾炙している中で、いわゆる文化財という言葉の概念が非常に広く捉えられる傾向があるのではないかと思っています。今、映画で『国宝』が非常にヒットしていますが、そもそも無形文化財は国宝ではなく、人間国宝であって、すなわち国宝というのは建造物等の有形の文化財を対象にしていますが、通称である「人間国宝」から「人間」が取れて「国宝」という言葉が普通に受け入れられているということと平行に、文化財という言葉の公共的な受け止め方が、日本では大きいという感じがあるかと思っています。

もう一つ、冒頭ご説明させていただきましたが、文化財と言いながら文化的景観ですとか重要伝統的建造物群のような、「財」という言葉をいささか超えるようなコホートのなものも法律の射程に置いています。ですので、日本の中ではそういった状況も踏まえながら、今後議論していかないといけないかと思っています。他方、個人的には、韓国のような、諸外国から見てもトランスペアレンシーが高い法体系も非常に羨ましい部分もあるかと思っていますが、国内のそういった状況もあるかと思っています。

海野 文化財の概念の話というところで、そもそも日本の中でも文化遺産と文化財という用語の使い分けは、専門家の中でも、人によって定義が異なってくる難しいところだと思います。さらに、本日の議論で言えば、いわゆる不動産を念頭に置いておられるかと思いますが、今出てきた無形や、あるいは動産についても美術工芸品のようなものもたくさんあり

ます。ただし、本日の話としては、比較的不動産に近いところを中心にお話をしていきたいと思っています。

各国の状況の中で、いくつかキーワードというか、同じような問題として出てきているのが、コミュニティや地方に関する問題です。これらは各国共通する課題として持っていて、こういった場というのは議論に適した場ではないかと思っています。それとともに、文化財自体を支えている、あるいは別に存在しているものもあるかもしれないですが、無形のもので存在していて、それが有形のものとシナジーを持っているものもあります。日本であれば、それ自体を支える技術者ですとか、あるいは森林といったものまで含め、いわゆる文化財の概念自体を広げるような動きも出てきているかと思っています。この辺について、少し議論を移していきたいと思っています。まず、コミュニティについて、人口減少あるいは継承者不足というお話がありました。地方というところと絡めていった場合におそらく、中国のように割と統制の強いところと、そうではなくて所有者の自主性に任せるところといった面でも、大きな違いが出てくるかと思っています。そういった意味で、中国が多分一番強固な体制を取られているかと思いますが、そこで起きている問題、あるいは今後起きそうな問題についてお話しいただけますでしょうか。

杜 本当に難しい問題です。私はコミュニティ開発に関するユネスコチエアを担当しており、10月16日に香港で国際シンポジウムを開催する予定です。このシンポジウムでは、都市の中の遺産をいかに保存していくかという課題について議論する予定です。香港は皆さんもよくご存じかと思いますが、あえて開催地として香港を選んだ理由は、1997年に中国に返還されて以降、近年になって少しずつ文化遺産保存への意識が高まってきているからです。しかし、1990年代までは保存への意識はほとんどなく、土地を高く売ることだけが重視されていました。この傾向はイギリス統治下の時代でも同様でした。中国にもかつては同様の状況がありましたが、現在では文化遺産を大切にする意識が広まっています。しかし、発展の度合

いが地域によって一様ではないため、沿海部と内陸の西部・中部では意識に大きな差があります。

私たち研究者もコミュニティの参加について考えていますが、その具体的な方法を見つけるにはかなりの時間がかかると思われま。簡単に言えば、コミュニティの人々の意見をよく聞くことですが、実際に効果的な解決策を見つけることは極めて難しい問題です。これは経済的な問題だけでなく、認識の違いなども考慮する必要があります。先ほどの言葉の話に戻りますが、「文物」や「文化遺産」といった言葉や法律、そして未来について十分に考えた上で、初めてコミュニティの課題に対する解決策を見出せるのではないかと考えています。したがって、ヨーロッパやアメリカ、日本で成功した事例をそのまま中国に適用することはできません。そのため、自国の現実的な状況を十分に調査・研究し、慎重に検討した上で、初めて適切な方法を見つけることが可能になると考えています。それが私たち研究者の責任であり、現時点では必ずしも有効な方法が存在するとは言えない状況です。

海野 韓国の状況はいかがでしょう。

パク まずはコミュニティについて、韓国では世界遺産に登録されている遺産の中で伝統的な村が二つあります。それらは世界遺産に登録されていて、史跡にも指定され、民俗村にもなっており、色々な規制を受けています。その結果、村の住民からは色々と苦情が国家遺産庁に寄せられており、2、3年に一度程度はそれが大きな問題になるという状況ですが、それを根本的に解決する方法は今のところないのが現状です。住民の方からは世界遺産登録を解除してほしいという人もいますが、それは村の方でも意見が分かれています。世界遺産に登録されて以降、観光客が増えたのも事実ですし、世界遺産を見に来る観光客のために道路や駐車場が整備されたことも事実ですから、村の中でも意見が割れているところです。おそらく住んでいる環境が日々悪化しているというのが現状でして、国家遺産庁の方でも法改正などを通じて外観を保っていけば内部の方は

改造できるようにしていますが、それにも限界があるということで、今後も問題になってくると思います。また有形と無形のコミュニティの問題は、それらがシナジー効果を持ち得ることはあります。同じ世界遺産でも、ソウルの宗廟では、宗廟が世界遺産で、そこで演奏される音楽はユネスコの無形文化遺産となっています。年に一、二度ぐらい大きな公演をやっていて、そちらの方は伝承に問題がないですし、そこに訪れる人たちは宗廟という建物の元の価値を、公演を鑑賞することを通じて理解できますので、そちらの方はシナジー効果があると言えますが、伝統的な村の方はそうではない状況です。



海野 文化遺産だけでなく、いわゆる地方の過疎化といった社会課題そのものに関わる問題も含んでおり、ここですぐに解決ができる話ではないと思いますが、まず日本の状況について伺ってもよろしいでしょうか。

塩川 日本でも人口減少の中で、色々なところで継承者の不足という問題が出ていると思います。有形の建物などの修理や原材料に関わってきた人々の後継者不足というのも結構出てきているところですし、あるいは無形文化財についてはそもそも担い手がいなくなってきたという状況があると思っています。こういった課題について、本当に一発で効く処方箋なんていうものは当然ないわけで、いくつかのアプローチを取っていかないといけないというのが正直思っているところです。例えば、経済的な支援をやっていくことはもちろん大事ですが、建造物の文化財について言えば、個人

所有のものであれば、大規模修理の際に国から最大85%の補助を受けることが可能になっています。しかし、85%の支援があっても、所有者さんによっては世代交代の中で非常に負担感を抱えてきている方もいらっしゃるというような状況もあります。かと言って、自治体全般で見た時には、個人所有については、地域のアイデンティティと言えるのかといった議論や、地域としてお金をどう出すべきかという議論もあります。お金の話だけではなく、こういった話の解決は、私はずっと思っていますけれども、やっぱり議論していくことが非常に重要なのではないかと考えています。日本全体で人口が減少していく中で、何を自分たちにとって価値があるものとして、あるいはお金を投入するものとして判断していくのかということを考えていかないといけないのではないかと思います。そういった議論は、政府や地方政府のみならず、コミュニティありきの議論であるべきで、そこに関係者が関与するという形が望まれるのではないかと考えています。もちろん局所的には、最近では奈良県が県立高校の林業系に修理などの専門の学科を作るといった話も出ていましたし、そういったものは非常に効果的だと思いますが、マクロで見た時にはやはり議論をしていく中で大きい方向性を決めていくことが必要不可欠ではないかと考えています。



海野 今出てきたように、おそらく価値を共有できるかどうかということがやはり一番大きな課題になってくるかと思いますが、地域創生に関連して言われるようなローカル・プライドやローカル・アイデンティティのようなもの

のがコミュニティの規範になってくるところだと思います。日中韓のお話がありましたけれども、友田さんは実際に活動されていて、その辺りのところで心がけていること、あるいはこうしたらうまくいく、または難しいと感じる実態があれば、教えていただけますでしょうか。

友田 非常に難しい問題です。過疎化や都市への集中といった現象は、ある時期までは先進国特有の課題だったのが、今ではグローバルにそういった状況が加速しています。例えば、海野さんと一緒にブータンで十数年間にわたって調査してきました。ある時までは世界一幸福な国と言われていましたが、最近では田舎に行く人が少なくなって高齢者の方々しかおらず、空き家がどんどん増えています。「この(空き家の)うちの人はどこへ行ったのか」と尋ねると、「オーストラリアに引っ越した」などと言われます。そんな状況にどう対応していくのかというのは、なかなか我々文化遺産の立場の人間だけで解決できる話ではないです。ただ、そうした中でも、何を残さなくてはいけないのか、あるいは少なくとも、残すべきものがあるのだという感覚を、まず一般の国民の方に持ってもらうことは意味があるのではないかと考えていて、ブータンでもそのために絵本を作って全国の学校に配るといった活動を行いました。お寺の保存というのは皆さんよく分かってくれます。お寺は大事だと皆さん思っていますが、自分が住んでいる古い家に価値があるとは誰も思っていない。そんな状況があるので、なぜそういうものに文化的な価値があるのかを説明する絵本を作りました。このような地道な活動がすぐに何か効果を生むことは少ないかも知れませんが、たとえ地道であっても少しずつ努力を積み上げていって、文化に対して注意を払ってもらえるような環境を作っていくことが重要だと思っています。

海野 実際に、世界的な潮流として、都市集中という問題、あるいは経済市場主義的な傾向というのが、過去20~30年で急速に進んでおり、それによって、文化遺産や地方の衰退につながっているともいえます。逆に言うと、文化遺

産というものは、過去に地方において投資がなされ、良質なものが残っていると。それが流れを逆転させる可能性のある一つの重要なコマであるというような見方をしていくことで、いわゆるドラスティックに考えを変えるきっかけになるのではないかと考えています。それはともかくとして、コミュニティの問題という観点から、例えば、法律的に何か後押しすることができる可能性のあるものはあるでしょうか。

八並 その点については、これまでの皆さんの議論に賛同するところがあって、やはり「このような種類の法律を作ればよい」とか「このような制度を設ければよい」といった、いわば万能薬の処方箋は存在しない問題であることは当然だと思います。他方で、観察の視点としては、本日のご発表でも各国でそこを強く意識した法改正がされているということは、それがかなりグローバルなレベルの社会課題になっているということの意味していると思います。例えば、中国の最新の法改正でも新しく第19条を設けて、社会参画についてのメカニズムを国が整備するということが掲げられていますし、韓国の国家遺産基本法の中でも、第7条の中でコミュニティの活性化が掲げられています。日本において地域計画の仕組みを整備するといったことも、より地域、そして住民の声を反映させる動きであると思います。それ自体はポジティブな理念とか、例えば世界遺産の世界でもコミュニティが重要視されているといったものを反映するという側面は当然あります。他方で、具体的に法改正までして国内法の中で仕組みを変えることはそれなりにコストがかかることですので、喫緊の社会課題として直面して初めて実現するという側面もあります。そういう意味では、これだけ共通してコミュニティの問題を後押ししたいということが基本法に入ってくるというのは、地域の問題を超えて、グローバルな問題としてかなり認識されているということかと思えます。

先ほど海野さんが振ってくださった、法律的にどういう方向から支援することが可能かということについて、万能薬はないとは思っていますが、他方で、本日の発表の中にはいくつか

ヒントがあったと思っています。一つには、それぞれの国でかなりアーカイブを重視するような規定が盛り込まれているということが観察できます。これはある意味で人口減少みたいなものが、例えば中国は人口が多い国として、インドか中国かといった形で出てくる国ではありますが、それでもやはり本日の話を伺っていると、ローカルなレベルではかなり影響が出るほどの社会構造の変化が出ているということで大変勉強になりました。そういう時に、最新の中国の法律、それから韓国の法律の中で、記録自体をどういう風に制度に載せていくか、つまり記録というのは技術がしっかりと進歩して、それぞれの分野で取り方というものもしっかり発展すれば、専門家にとっては良いわけですが、それを実際にコミュニティの営みに反映させるためには、やはり制度の面からもバックアップする必要があり、そういうところに対する取り組みが、各国の法律に出てきているというのは、地方消滅の危機や人口減少に対する対応の一つとして現れているのではないかと思います。

もう一つは、皆さんも仰っていたことですが、文化遺産の分野だけで対応できないような問題が法律の各条文に織り込まれていることが観察できると思います。人口減少に加えて、気候変動といった大局観を要する政策が、文化遺産に関する法律の中にも入ってきています。韓国では、国家遺産基本法を作った際に、あわせて組織改編まで実施されたということで、大変なプロセスであったかと推測します。そういった形で工夫して、色々な省庁間での連携が取れる組織体制をいかに構築するか、それは行政だけの体制ではなく、地方の様々なアクターとの接続がしやすいような仕組みをいかに構築していけるかといったところに、今後の各国における法整備の腕の見せどころが出てくるのではないかと思います。

海野 コミュニティと言った時に、いわゆる地域コミュニティだけじゃなくて、行政自体も一つのコミュニティとして捉えるという考え方を示す図が塩川さんの発表にも含まれていました。文化遺産を真ん中に置いたとき、色々なものが周りに広がっていて、それを総体とし

て、オール地域のような形で、行政も含めて取り組んでいく必要があるかと思います。

その点に関して、私から一つお聞きしたいことがあります。国レベルでは専門家の方々がいらっしゃると思いますが、地方レベルにおいても、専門家や相談できる体制が整っているかどうか、各国の状況をお聞かせいただけますでしょうか。日本からお願いします。



塩川 国の連携はさておきという話でしたが、例えば、関係省庁と連携している共管法はかなり多くあります。文化財関係でいうと、そもそも文化庁の所管外でも「古都保存法」や「明日香法」などがありますし、いわゆる「歴史まちづくり法」と略称されている法律は、文部科学省、国土交通省、農林水産省の共管です。この法律についても、各地域がそのアイデンティティであって、今後の持続可能性ある成長を見据えて、対象となり得る文化財の範囲を広げようという議論は、文化庁と国土交通省でも現在行っているところです。そういった形で、国レベルでの横の連携は進んできていると思っています。

もう一つ、地方レベルの話としては、大きく二つあると思っています。そもそも十分な知見がないという話、あるいは知見があっても、それが特定の人に集中してしまうという話があると思っています。例えば、文化庁では観光庁などと連携して、もう少し伴走支援する人をチームとして作って、そうした自治体に派遣するという動きをしているところです。あわせて、今の日本では、もう少し大きい人口減少の話は文化政策にとどまらないですので、人口減少に直面している地方に対しては、石破政権の

時に始まった取り組みとして、国の各省が関心のある自治体を支援するために省庁横断チームを設ける制度というものも作っています。そうした自治体と国レベルの垣根を超えるような取り組みが進みつつあるのが今の日本の状況だと思っています。

海野 現場では、伴走者がいない、あるいはそもそもどこに相談したらいいのか分からない、という声を非常によく耳にします。そういったところが充実してくると、実際そこに居続けて何かしようとする。外から人を連れてくるよりは、元からその地域にいる人の方がそこに留まってくれる可能性は高いでしょうから、可能性のある未来の一つかと思います。続けて、杜さんはいかがでしょう。

杜 中国では、国民の知識や文化に対する許容度について、日本とはまだ差があります。また、地域によっても状況は大きく異なります。例えば、浙江省や江蘇省といった地域では、近年になって地域住民もそうした関心を持つようになってきました。一方で、発表時にもお話しした山西省のある村では、10年前には子どもたちの姿も見られましたが、現在では高齢の方ばかりになっています。多くの住民が収入を得るために子どもを連れて町へ出て行き、地方の小学校や中学校は減少傾向にあります。高齢者の方々も、自分たちの村や遺跡を大切に守りたいという気持ちはあるのですが、実際にそれを担う力には限界があります。我々専門家も調査の際には地域住民の意見をよく聞きますが、そうした声をどのように政府の上層部に届けるかという課題が残っています。

また、民族によっても状況は異なります。例えば、コロナ禍の約3年間、私のチームは新疆ウイグル自治区に滞在し、仏教遺跡や仏教美術の調査を行い、約820点を測量しました。しかし、その際に最も強く感じたのは、現在の村の住民の多くがイスラム教徒であることから、この地域がかつて仏教文化の中心であったことや、これらの仏教遺跡が人類にとって重要であり、大切に保護すべき文化遺産であるという認識を共有することが容易ではないという点でした。ただし、現在私が指導している博士課程

の学生の中にウイグル族出身の方がいます。その学生は、仏教遺跡に隣接する12の村を一つずつ訪れ、住民との交流を重ねながら調査し、その成果に基づいて博士論文を執筆しています。やはり、言語と信頼関係がなければコミュニケーションを取ることは極めて困難です。だからこそ、新疆での調査では彼女に大いに助けられました。彼女はこれから1年間イタリアに留学しますが、留学後には新疆の大学に戻る意向を持っています。以前は、ウイグル族の人が上海に来るとそのまま新疆に戻らないことが多かったのですが、ようやく地元に戻る意思を持つ学生が現れました。このように村で地道に活動を続けていると、住民たちも次第にその努力を認めてくれるようになります。彼らは仏教遺跡の隣や遺跡の上に住んでおり、その景観には親しみを持っています。興味深いことに、幼いころからその風景を見て育ったため、それらがイスラム教に関わるものだと誤解している人も少なくありません。したがって、こうした地域でコミュニティや先住民族と関わる際には、何よりも信頼関係が重要です。信頼関係なくして交流を行うことはできないのです。

パク まず省庁間の協力ということに関して、韓国では本格的な制度としてはあまり確立していないと思います。どの機関の管轄に属するかということが重要視される傾向にあります。ただし、例外もあり、2021年に世界遺産に登録されたゲボル（韓国の干潟）の場合は、海洋水産部と当時の文化財庁が協力しました。世界遺産に登録されると、様々な補助金の交付や規制の強化が行われますが、これらの課題に対して両者が協力して対応しました。それ以外の場合は、文化遺産に対して国家遺産庁が支援するにあたり、他の省庁の規制や法律に抵触することがあれば、国家遺産庁がその省庁と協議する形で問題を解決してきましたので、制度的な協力体制には至っていないと思います。

地方への直接的な支援については、日本でも同様だと思いますが、韓国でも地方における文化遺産行政は自治体が担っており、遺産の指定や管理についても基本的に自治体が責任を負っています。国家遺産庁としては、主に予算

面での支援やその執行に関する指針を示す形で関与するのみであり、それ以外の制度的な取り組みは特に行われていないのが現状です。しかし、昨年からは建造物の修理を担当する部署である修理技術課が、建造物の国家遺産の修理に関して多くの苦情や制度上の問題があることを受け、全国をいくつかの地域に分けて現地を回り、意見を聴取していると聞いています。ただし、これは部署単位での対応であり、組織全体としての制度的な取り組みではありません。

海野 今の話を伺うと、日本と韓国はおそらく似たような形で、政府が予算をつけていき、その実施についてはあくまで各自治体が主体的に動いていく必要があるところが、中国との大きな体制の違いかと思います。一方で、そのような体制の違いに応じてやり方や課題があると同時に、今までの議論にありますように、いずれにしても対象となる文化遺産あるいは地方に対してそれぞれが価値をきちんと見出して、それにプライドを持って取り組んでいくことが重要です。最終的には熱意となってしまうと、すごくチープではありますが、それがやはり一つの起動力になっていくというのは共通するところなのではないかと感じています。

もう時間が押してきましたが、最後に国際協力関係について少し触れたいと思います。二国間関係における技術支援等は今までも行われてきましたので、そういうお話よりむしろ、これからの国際協力関係について少し考えてみたいと思います。パクさんから今までのやり方というのは衰退していく可能性があるのではないかと、という厳しい表現もありました。一方で、私としては本日のような議論、すなわち同じテーマに関してそれぞれの土壌を踏まえて一回持ち寄ってみる、それを再び持って帰って、それこそ文化的な多様性に合わせた、あるいは国の事情に合わせた解決策を模索してみる、といったことを繰り返すことが今後の一つの国際関係のあり方になっていくのではないかと考えています。こうした点も含めて、今後の国際関係のあり方について登壇者の皆さんから一言ずついただいて、最後の締めの方に向かいたいと思います。八並さんからよろ

しく願います。

八並 今後のあり方としては、幅を緩やかに広げつつ、今回のような場合も含めて、国際協力として続けて良いのではないかとこの今のご示唆について、私は大賛成です。特に、本日の会に参加させていただいて強く思いましたが、三か国が共通して抱えている悩みや、法整備をする上での難しさなど、それぞれに感じるところがあって、例えば、文化遺産に関わる政策と経済政策をどのように両輪として回していくかといったところは、それぞれが違うタイミングで政策を新たに設けているにしても、かなり方向性は似ているところがあると思えました。観光に関する部分との連携であるとか、あるいは未指定の文化遺産も含めたかなり包括的な政策を走らせている部分などです。包括的なアプローチに全体として向かおうとしている時にそれぞれの国でやっている工夫などを、立法技術の共有といった難しい観点からではなくても、率直に今政策上どのようなことで悩んでいるのかということ共有するようなチャンネルがもう少しあっても良いのではないかと思いました。

塩川 私も全く同じ意見です。もちろんネットで色々と拝見できるというのは、もう隔世の感があるところですが、他方で法制度の裏側には社会制度の違いや考え方の微妙な言語化ができない部分というのが結構ありまして、そこを理解しないと結局理解もずれるというのはあると思えます。それは国際協力も多分同じだと思います。まずは対話をして、現地の人がどういうニーズを持っているのかをしっかりと踏まえて行っていくことが、長期に見た時にはやはりお互いにとってハッピーだということになるかと思えます。それは、友田さんや海野さんが行ってきたブータンでの事業でもまさにそうだったのではないかと思います。そういう観点からすると、言語、非言語的なものも含めて、こういった場で政府だけではなく、アカデミアも含めて複層的にやっていくことは、それこそ無形も含めた価値があるのではないかと考えていますので、是非引き続きこのような会を実施することができれば良いかと思

います。

杜 私から新しい考えは特にありませんが、やはりお互いを大切にするのが最も重要だと思います。特に、国際交流は人間同士の交流ですから、まずお互いの文化を理解することが何より大切です。現在、私が会長を務める東アジア文化遺産保存学会は民間の団体ではあるものの、2005年から日中韓のシンポジウムが始まり、ソウルで発足して以来、今年で10回目のシンポジウムが開催される予定です。おそらく、日中韓の間で20年間、2年ごとにシンポジウムを継続してきた学会は他にないかと思えます。毎回350名以上が参加しています。2023年、コロナ禍が落ち着いた直後に北海道で開催した際には、ビザ取得などの困難もありましたが、中国から135名が参加しました。2025年もおそらく400名程度が参加する予定です。最も重要なのは、お互いに信頼し合い、政治やその他の要因に左右されることなく、2年に一度交互に開催し続けることです。会長は2年ごとに交代し、会議の準備に責任を持ちます。20年間この会が続いてきたのは、会員同士が「また会いたい」という気持ちを持ち続けてきたからです。ただ最近では、私の知り合いの先生方がお亡くなりになることも増え、私たちの世代が築いてきたつながりが若い世代に十分引き継がれていないのではないかと懸念しています。ですから、このような国際交流は、言葉の上で大きく語るだけではなく、自ら積極的に関わり、個人的な友人関係を築き、友情を深めていくことが重要です。そうすることで、初めて本当の意味での国際交流が実現します。形だけの国際交流には何の意味もありません。

パク 先ほど従来の国際交流協力の実効性が低下しているかもしれないと言いましたが、本日の発表を聞いて、日中韓の三か国で意外と同じような問題、同じような悩みを抱えていることが分かりました。今でも、国家遺産庁と文化庁の間では、建造物関連の会議などでは交流が続いていますので、今後はそれぞれの部署単位のみならず、より大きな問題を取り上げて交流を続けていけば、三か国にとっても有益な形

になるのではないかと思います。例えば、気候変動の問題や、韓国では文化遺産の活用と観光の区分などの問題がありますので、それらを三か国で話し合って解決策を模索していくのも一つの方法だと思いました。

ベク 以前は、国外遺産協力課にて、国外に所在する韓国文化遺産の返還・保存・管理・活用に関する問題を担当していました。そのような業務を実施するにあたって必要なことは、まず第一に、相手国の立場から見て、国家遺産庁が信頼できるパートナーであるという理解を得ること。そして第二段階として、国家遺産庁が韓国の遺産に関して専門的な知識を持っているという点を基に、相手国とその知識を共有しながら、遺産の保存・管理に向けた協力関係を築いていくことでした。結局のところ、協力の最も根本にあるのは「信頼」だと思います。ですので、本研究会のように韓国・日本・中国の三か国が集まって情報を共有する場合は、まさにそのような信頼を築くための第一段階になると思います。

友田 先ほど、私の最初のコメントに対して海野さんも仰っていましたが、全く異なる環境、あるいは体制の中で文化遺産の保護のあり方を考えることは、国際協力を行う上で必ず直面する課題です。そういった場面を通じて、自分たちの文化遺産に対する向き合い方が改めて問われると思います。今まで当たり前のように行ってきたことが、実は外の世界に出てみると決して当たり前ではなく、それに対してきちんとした説明を求められることがあります。このように、自分たちの普段やっていることを客観視して、対外的にしっかりと説明できるようにするというのは、なかなか得られない機会だと思います。そういう点でも、国際協力を続けていく意義は非常に大きいと思っています。

それから、文化遺産国際協力をなぜ行うのかという話を最初に少ししましたが、当然、国際社会でのプレゼンスの向上や国威発揚という観点から言えば、何かシンボリックなものを修復して終わり、ということでもある程度効果はあると思います。しかし、中長期的な意味合いを考えると、先ほどの信頼関係という部分も含

めて、いかに現地の人とプロセスを共有しながら進めていくかが非常に重要だと思います。保存の持続可能性という観点も踏まえれば、いつまでも未来永劫に協力し続けることはできませんし、それはある種エゴイスティックな行為になってしまうかもしれません。現地の人々の考えを尊重しながら、そこにふさわしい保存のあり方を見つけ出していく作業のお手伝いをするというスタンスが重要だと思います。これに関しては、カンボジアなどで仕事をしていても、最近は何の国も人材育成にかなり気を配るようになってきましたが、日本の協力では早い段階からそういう部分に気を遣ってきたという自負を持っています。韓国や中国も研修の提供など様々な形で人材育成面の協力をされていますので、この点についての問題意識はある程度共有されているのではないかと思います。また、日中韓に限らず、そういった部分で協力しながら一つの国に対して臨んでいくというような形ができれば、素晴らしいと思います。

もう一つ、コンソーシアムの立場から言わせていただくと、これも何年も話をしていてなかなか実現していないことですが、我々は国の行政の一部として国際協力を行っている立場なので、国レベルの方とお付き合いをする機会が圧倒的に多いのです。しかし、先ほど出てきた地方の問題やコミュニティとの連携を考えると、国レベルだけでなく、もう少し地方のレベルや、民間、コミュニティの人たちと、どのように関わっていくかを考える必要があると思います。またそのためには、日本国内で、また韓国や中国でも同様かもしれませんが、様々な形で国内の文化財の保護あるいは活用に関わっているステークホルダーやプレイヤーを国際協力の枠組みの中にもっと巻き込んでいくべきではないかと思います。例えば、自治体の方同士の交流や、NGOの活動は中国では難しいのかもしれませんが、そういった方々同士の交流が、国と国との関係を越えて、協力関係の発展につながることを期待されることです。

海野 最後に、私から一言申し上げたいと思います。皆さんのお話を伺って、この近年の法改

正がほぼ同じ時期に三カ国でそれぞれ起きているということこそ、象徴的であると私は考えています。法律はもちろん理念に基づくものですが、実質的な課題への対応という観点からも改正が行われたのだと思います。さらに言えば、文化遺産に限らずですが、おそらく現代社会全体が既存のルールにどう対応していくかということに終始しがちです。しかし、それだけではなく、より良い社会にするためにどうルール自体を作り上げていくかを考えることが重要です。そのような動きが各国で起きているということは、私個人としては、逆に勇気が出ることだと思います。

もう一つは、パクさんのお話にもあったように、未来から見たときにどう見えるかという観点は、やはり私たちが今、非常に問われているところだと思います。この10年、20年の間にしっかり守らなかったために、100年後にはそれが見られなかったと後から後ろ指を指されるような時代にはやはりしたくないと、私自身は現場にしながら常に感じています。やはり、文化遺産というものの自体が、現実的かつ即物的なものではなく、それ自体に内在している観念

的な側面も含んでおり、さらに時間軸というものを持っているため、その両面で非常に難しさを抱えています。一方で、その時間を止めてしまうともう一度戻すことはできないという課題があることは、皆さんもご承知かと思えます。そうした中で、本日の議論が今後の一つの土台になり、より花開いていくことを期待して、この研究会を閉めたいと思います。登壇者の皆さん、どうもありがとうございました。



閉会挨拶

文化遺産国際協力コンソーシアムの副会長を務めております、青木と申します。本日は皆さん長い間ありがとうございました。文化遺産の国際協力を実施するうえで対象国の法律を抜きに行うことはできませんので、とても重要な課題を背負わされた気がしております。

本日は日中韓の三カ国における文化遺産関連の法律が改正されたことが報告されました。ただし、これは東アジアだけの話ではなく、ベトナムでも同じような動きが見られます。ベトナムでは、2024年11月に文化遺産法の改正案が国会で可決され、2025年7月1日に施行されています。ヨーロッパの状況については分かりかねますが、アジア全体でそのような文化遺産関連の法改正の流れがあるのではないかと認識しています。世界遺産条約や無形文化遺産条約の影響を受けて、多様性や持続可能性といったキーワードで象徴されるようなグローバルな問題と、先ほど頻繁に出てきたコミュニティ参画などの各国レベルでの問題にそれぞれ対応していく必要があります。本日は、特に行政の立場で法律を立案して、その施行規則を作成して実施する方々の苦勞についてお聞かせいただきましたが、これは国際協力とも無関係ではありません。国際協力の際には、被援助国の関連法を無視して行うことはできません。ですので、このような各国の文化遺産制度について、皆さんと情報共有できるような機会を今後も設けていければと考えております。閉会挨拶にはなっていませんが、本日の話を聞いて、そのようなことを感じました。

青木 繁夫 (あおき しげお)

文化遺産国際協力コンソーシアム副会長



それでは、本日ご講演いただいた、塩川達大さん、杜暁帆さん、ベク・ヒョンミンさん、パク・ヒョンビンさんにお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。拍手をもって終わりたいと思いますので、よろしく願いいたします。



文化遺産国際協力コンソーシアム第36回研究会
「日中韓における文化遺産政策のいま—近年の法改正をめぐる背景と展望—」

Report on the 36th Seminar
“Cultural Heritage Policies in Japan, China, and South Korea Today:
Background and Prospects of Recent Legal Reforms”

2026(令和8)年3月刊行
March 2026

発行:文化遺産国際協力コンソーシアム
〒110-8713 東京都台東区上野公園13-43
独立行政法人 国立文化財機構 東京文化財研究所内
Tel : 03-3823-4841
<https://www.jcic-heritage.jp/>
編集担当 : 金子 雄太郎(文化遺産国際協力コンソーシアム事務局)

Published by :
Japan Consortium for International Cooperation in Cultural Heritage
C/O Independent Administrative Institution National Institutes for Cultural Heritage
Tokyo National Research Institute for Cultural Properties
13-43, Uenokoen, Taito-ku, Tokyo 110-8713, Japan
Tel: +81-(0)3-3823-4841

Edited by :
KANeko Yutaro
(Japan Consortium for International Cooperation in Cultural Heritage)



JCIC-Heritage